

第 7 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成30年3月13日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成30年3月13日(火曜日)

午前9時58分開議
 午前11時23分休憩
 午前11時29分開議
 午後0時15分休憩
 午後1時8分開議
 午後2時15分休憩
 午後2時24分開議
 午後2時43分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第45号 平成30年度熊本県一般会計予算
- 議案第46号 平成30年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
- 議案第50号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち
- 議案第51号 平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち
- 議案第58号 平成30年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
- 議案第59号 平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
- 議案第62号 平成30年度熊本県電気事業会計予算
- 議案第63号 平成30年度熊本県工業用水道事業会計予算
- 議案第64号 平成30年度熊本県有料駐車場事業会計予算
- 議案第89号 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 権利の放棄について
- 請第18号 (有)山口海運の岩石採取計画の

認可申請に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
 報告事項
 ①水俣病対策の状況について
 ②熊本地震に係る災害廃棄物の処理について
 ③グループ補助金の執行状況等について
 ④阿蘇車埴風力発電所2号機の廃止について
 平成29年度経済環境常任委員会における取り組みの成果(案)について

出席委員(7人)

委員長 早田 順一
 副委員長 高野 洋介
 委員 城下 広作
 委員 松田 三郎
 委員 濱田 大造
 委員 西山 宗孝
 委員 岩本 浩治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部
 部長 田中 義人
 政策審議監 中山 広海
 環境局長 藤本 聡
 県民生活局長 瀬戸 浩一
 環境政策課長 田村 真一
 水俣病保健課長 小原 雅之
 水俣病審査課長 三輪 孝之
 政策監 山口 喜久雄
 環境立県推進課長 橋本 有毅
 環境保全課長 山口 勝也

自然保護課長 中 尾 忠 規
 循環社会推進課長 久 保 隆 生
 くらしの安全推進課長 猿 渡 信 寛
 消費生活課長 西 川 哲 治
 男女参画・協働推進課長 真 田 由 紀 子
 人権同和政策課長 園 田 正 喜
 商工観光労働部
 部 長 奥 藺 惣 幸
 政策審議監
 兼商工政策課長 中 川 誠
 商工労働局長 寺 野 慎 吾
 新産業振興局長 村 井 浩 一
 観光経済交流局長 原 山 明 博
 国際スポーツ大会推進局長 小 原 雅 晶
 商工振興金融課長 浦 田 隆 治
 労働雇用創生課長 石 元 光 弘
 産業支援課長 末 藤 尚 希
 エネルギー政策課長 前 野 弘
 企業立地課長 小 牧 裕 明
 観光物産課長 永 友 義 孝
 国際課長 小金丸 健
 首席審議員兼
 国際スポーツ大会推進課長 水 谷 孝 司
 企業局
 局 長 原 悟
 次長兼総務経営課長 松 岡 大 智
 工務課長 武 田 裕 之
 労働委員会事務局
 局 長 一 喜 美 男
 審査調整課長 中 島 洋 二

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝
 政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時58分開議

○早田順一委員長 ただいまから、第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

た。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審議を行います。今回は、各部局ともに相当の量がありますので、環境生活部と残りの商工観光労働部、企業局及び労働委員会の出席を分けて説明を求めることとしました。

まず、環境生活部から先に審議を行い、休憩を挟みまして、商工観光労働部、企業局及び労働委員会の審議を行います。その後、付託議案の採決及び請願の審査を行います。

それでは、環境生活部の議案について、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

環境生活部関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2議案、条例関係2議案でございます。

まず、第45号議案の平成30年度熊本県一般会計予算でございます。

当部では、被災者の方々の生活再建と被災地の創造的復興、将来にわたり幸せを実感できる新たな熊本の創造のため、総額161億2,000万円余の予算を計上いたしております。

その主な内容について、熊本復旧・復興4カ年戦略に沿って御説明を申し上げます。

まず第1に、安心して希望に満ちた暮らしの創造として、少年を犯罪から守るためのインターネット利用制限や被災者及び多重債務者

等の生活再生支援、人権意識の向上を図る広報、啓発に取り組んでまいります。

また、災害廃棄物処理に係る市町村負担の軽減や災害廃棄物処理計画の策定支援など、災害対応の強化を図ります。

あわせて、リサイクル製品認証制度にも取り組み、循環型社会の形成を進めてまいります。

さらに、経営者向けセミナーなどにより、就業、雇用分野における女性活躍の加速化を図ります。

第2に、未来へつなぐ資産の創造として、水俣市にあります県環境センターの展示改修を行い、環境学習拠点としての機能強化を図ります。

また、国立公園満喫プロジェクトとして、トレッキングコースの整備など、新たな魅力向上に取り組んでまいります。

そのほか、硝酸性窒素の削減対策など、市町村と連携の上、良質な地下水を守ってまいります。

第3に、次代を担う力強い地域産業の創造として、未利用廃棄物や竹林など、循環可能な資源活用の事業化支援や普及啓発に取り組んでまいります。

最後に、世界とつながる新たな熊本の創造として、児童生徒の台湾派遣などにより、グローバル社会で活躍できる子供の育成に努めます。

なお、水俣病対策については、認定業務を丁寧かつ迅速に進めるとともに、被害者の方々に寄り添いながら、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々の日常生活支援等に取り組んでまいります。

また、昨年8月に発効した水俣条約を踏まえ、県内企業の水銀回収や処理能力向上を図り、県内の水銀含有製品の適正処理を推進します。あわせて、海外の水銀専門家育成支援にも引き続き取り組んでまいります。

次に、第59号議案の平成30年度熊本県のチ

ツソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計予算でございます。

チツソ県債に係る元利償還金等として、総額58億9,100万円余の予算を計上しております。

以上により、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせて220億1,100万円余となります。

次に、条例関係ですが、法律の一部改正による関係規定の整備など、2件を御提案しております。

そのほか、水俣病対策及び災害廃棄物の処理状況につきまして御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございますが、公害対策費といたしまして1億7,100万円余を計上いたしております。右側の説明欄をごらんください。

1、職員給与費といたしまして1億3,692万円を計上しておりますが、これは平成30年1月1日現在の環境政策課職員の給与をもとに算定したものでございます。

職員給与費につきましては、各課とも同様でございますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

続きまして、2、公害対策促進費ですが、国等との連絡調整等に要する経費でございます。1,064万円余を計上しております。

3の環境立県推進費ですが、水銀フリー推進事業として2,351万円余を計上しております。

す。水銀フリー社会の実現に向けた情報発信や水銀研究留学生への奨学金のほか、新たに水銀回収処理システムの構築支援に要する経費を計上いたしております。

公害対策費は、前年より3,600万円余増加しておりますが、これは主に職員給与費の増でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

チッソ特別会計への繰出金22億5,600万円余を計上いたしております。次ページ以降でも御説明いたしますけれども、平成7年政治解決一時金県債の元利償還等に充てるために繰り出すものでございます。

なお、一般会計につきましては、合計で24億2,800万円余の予算を計上しております。

次に、4ページをごらんください。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

平成30年度予算におきましては、平成29年度のチッソの経常利益を55億円、うち自力返済分が17億2,000万円余として算定しております。

上2段が、水俣湾堆積汚泥処理事業に係る県債の元利償還金、下2段が、患者県債の元利償還金でございます。

5ページをごらんください。

上2段が、平成7年の政治解決一時金県債の元利償還金です。

3段目の特別貸付金ですが、これは、平成12年の閣議了解に基づき、チッソの償還額の一部を県が貸し付けるものでございます。なお、貸付金の財源といたしましては、特別県債を充てております。

4段目及び6ページの1段目は、その特別県債の元利償還金でございます。

6ページの2段目、3段目は、水俣病特措法による救済のために発行しました一時金県債の元利償還金でございます。

なお、特別県債と水俣病特措法によります救済のために発行しました一時金県債の元利

償還金におきましては、100%の交付税措置がなされております。

以上、特別会計を合計いたしまして58億9,100万円余を計上しております。

なお、財源は、チッソからの負担金、国庫補助金、県債及び3ページの繰出金となっております。

また、昨年度に比べまして33億円余りの減となっておりますが、これは水俣湾堆積汚泥処理事業及び患者県債の約定償還が大幅に減少したことによるものでございます。

環境政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、右側の説明欄に主なものを記載しております。

まず、1の公害被害者救済対策費でございます。

(1)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭り、もやい音楽祭など、水俣市や芦北町が行う慰霊、もやい直しの取り組みなどに対する補助でございます。

(2)の水俣病関連情報発信支援事業費は、水俣病資料館を拠点とした情報発信や水俣病発生地域の市、町や民間団体が行う水俣病に関する啓発事業に対する補助でございます。

次に、2の水俣病患者保健福祉事業は、在宅の水俣病認定患者の方々に対する家庭訪問による療養指導の実施や療養用具の支給に要する経費でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3の水俣病総合対策事業費でございます。

(1)の水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳を所持する方の医療費に要する経費などでございます。対象者数の減少や支

給実績等を踏まえ、今年度に比べまして2億2,800万円余を減少した、86億4,600万円余を計上しております。(2)の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、胎児性・小児性患者の方々の日常生活や社会参加の支援等に要する経費でございます。(3)の水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行う水俣病被害者のリハビリ事業に対する補助でございます。

以上、水俣病保健課、合計91億3,600万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、右側の説明欄をお願いします。

1の公害被害者救済対策費につきまして、(1)の公害健康被害認定審査会は、水俣病認定審査会を運営するための経費でございます。

次に、(2)の水俣病認定検診費は、審査の前提となります疫学調査や検診等に要する経費となります。(3)の争訟対策費は、水俣病関係の訴訟や行政不服審査請求に対応するための経費でございます。

次に、2の水俣病総合対策事業費の(1)治療研究事業扶助費でございますが、これは、水俣病の認定申請後、原則1年を経過した方に医療費等を支給する事業でございます。

今のページの右から5番目の列の比較(A)ー(B)の欄でございますが、前年度に比べまして3,130万円余の増となっております。これは、認定申請の多い天草地域におきまして、新たに検診機器を整備するための経費を、先ほど御説明申し上げました(2)の水俣病認定検診費に計上していることなどによるものでございます。

では、次のページをお願いいたします。

(2)の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。これは、熊本大学と水俣地域等の基幹病院をネットワークで結び、水俣病診療について、最新の医療やより専門的な指導、助言などを行うことができるようにするという事業でございます。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

2段目の計画調査費ですが、2億3,802万円余をお願いしています。

主な事業ですが、説明欄1の公営企業貸付金は、企業局の工業用水道事業会計の資金不足等に対する貸付金です。

2の水資源開発調査費は、主に公益財団法人くまもと地下水財団への負担金です。

3の地下水保全対策費の(1)「水の国くまもと」推進事業は、高校生フォーラム開催やチラシ、ステッカー作成など、熊本の水の魅力の情報発信等に要する経費です。(2)の地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取許可手続の運用等に要する経費です。

12ページをお願いします。

公害対策費ですが、1億8,923万円余をお願いしています。

説明欄2の環境政策推進費の(1)は、環境センターの管理運営に要する経費、(2)は、環境審議会の運営やくまもと環境賞表彰等に要する経費です。(3)環境センター拠点機能強化事業は、平成18年度に整備した常設展示について、経年劣化による機器の故障やふぐあい等が生じていることから、環境教育拠点機能強化のため常設展示のリニューアルを実施するものです。

3の地下水保全対策費は、県内33カ所に設置している地下水観測井による地下水位の監

視に要する経費です。

13ページをお願いします。

4の環境立県推進費の(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海等の再生に向けた調査検討や普及啓発等に要する経費です。(2)の地球温暖化対策推進事業は、地球温暖化防止に向けた県民運動や事業者計画書制度の推進等に要する経費です。(3)のくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、日々の生活や企業活動そのものが環境に配慮した行動となるよう、さまざまな普及啓発等を実施するための経費です。

14ページをお願いします。

公害規制費でございますが、268万円余をお願いします。これは、水環境教育推進事業として、幼稚園や小中学校等での出前講座等に要する経費です。

最後に、2段目の工業用水道事業会計等繰出金ですが、2億881万円余をお願いします。これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金として一般会計から拠出するものです。

以上、環境立県推進課は、合計で8億1,705万円余を計上しています。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、公害対策費といたしまして1億7,067万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。説明欄の2、環境政策推進費をごらんください。

(1)環境影響評価審査指導費は、環境アセスメントに係る審査手続に要する経費でございます。(2)県有建築物アスベスト(レベル2)使用状況調査事業は、昨年度から実施しておりますが、来年度も引き続き調査を実施するものでございます。調査の結果、飛散の

おそれが判明した場合は、アスベストの除去等、適切な措置を講ずることとしております。

次に、2段目、公害規制費として1億8,778万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。16ページをお願いいたします。

説明欄(3)水質汚濁規制費は、工場、事業場に対する指導や立入検査、水質事故が発生した場合の原因調査等に要する経費でございます。(4)硝酸性窒素対策推進事業は、硝酸性窒素による地下水汚染が県内の広い範囲で確認されていることから、地下水の常時監視や関係機関による対策会議の開催等に要する経費でございます。(5)水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定事業は、来年度の新規事業でございます。化学物質による水生生物への影響を防止する観点から、魚介類等の水生生物の生息及び育成環境の保全を図るため、県内河川や湖沼における水生生物の生息状況等に応じた類型指定等に要する経費でございます。

次に、2の公害監視調査費でございます。

(1)大気汚染監視調査事業は、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。(2)環境放射能水準調査は、国の委託を受け、モニタリングポストによる大気中の放射線量や環境中の放射性物質を調査する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

(5)水質環境監視事業と(6)地下水質監視事業は、公共用水域や地下水の水質の常時監視等に要する経費でございます。(7)保環研機器更新整備事業は、県の保健環境科学研究所における分析機器の計画的な更新に要する経費でございます。(8)航空機騒音常時監視調査機器整備事業は、老朽化した騒音測定器の更新に要する経費でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

環境整備費として2億8,599万円余を計上しております。

(1)水道事業施設整備事業は、市町村が実施する老朽化した水道管の更新等に対する補助及び指導監督に要する経費でございます。

(2)水道広域化施設整備利子補給事業は、八代工業用水を上水道に転用、給水している上天草・宇城水道企業団に対して行う企業債利子償還金の助成に要する費用でございます。

以上、総額で6億4,444万円余を計上しております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課です。

予算資料の19ページをお願いします。

鳥獣保護費としまして8,500万円余を計上しております。右の説明欄をごらんください。

3の鳥獣保護対策事業費としまして3,700万円余を計上しております。

(1)、(2)、(3)、これは、主としまして市町村が実施する農林被害対策費としまして、猿やクリハラリス、ニホンジカの捕獲、特定外来生物アライグマ等の防除の助成です。

次に、20ページをお願いします。

(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業ですが、これは、県が事業実施主体となりまして、ニホンジカやイノシシの捕獲強化のための実証事業、あわせて有害鳥獣駆除の担い手育成等に要する事業経費でございます。

次に、2段目で、自然保護費としまして1億3,700万円余を計上しております。

次の21ページをお願いします。右の説明欄をごらんください。

3の自然環境保全対策事業費7,900万円余のうち、(3)の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業で7,200万円余は、坪井川、大野川、砂川河口に生息しますイネ科のスパルティナの駆除に要する経費でございます。

次に、2段目の観光費としまして6億6,400万円余を計上しております。右の説明欄をごらんください。

2の観光施設整備事業費としまして6億4,500万円余を計上しております。

22ページの説明欄をごらんください。

(3)の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業3,100万円余は、雲仙天草国立公園内の休憩所や遊歩道の整備に要する経費でございます。

(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業5億6,400万円余は、阿蘇くじゅう国立公園内におきまして、トレッキングコースの整備、菊池渓谷内の施設整備、阿蘇駅前の景観整備に要する経費でございます。

以上、総額8億8,700万円余を計上しております。

自然保護課の説明は終わります。御審議よろしく申し上げます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

1段目の公害対策費のうち、説明欄の3、環境立県推進費中のバイオマス利活用推進事業ですが、廃棄物や竹などの未利用のバイオマス資源を有効活用する取り組みを支援し、循環型社会の形成を推進する事業です。

来年度は、あわせて地域経済を牽引する事業展開を後押しするため、国の地域未来投資促進法に基づく支援措置を活用して、国、県に承認された事業計画に基づく民間事業者の取り組みへの補助を行うため、9,200万円余の計上をお願いするものでございます。

次に、2段目の環境整備費のうち、説明欄の1、一般廃棄物等対策費中の新規(1)災害廃棄物処理基金補助事業ですが、市町村が実施する熊本地震に伴う災害廃棄物処理に対しましては、財政支援として、まず、国庫補助金等交付税措置により97.5%まで措置されま

す。原則的に、残る2.5%が市町村の負担となるわけですが、被災程度と税収の規模に応じて財政負担をさらに軽減するために、昨年度までに国庫補助金を財源として積み立てた基金から、補助金2億9,700万円余の支出を予定するものでございます。

また、次の新規(2)災害廃棄物処理支援事業については、熊本地震における災害廃棄物処理の実績と反省点等を踏まえて検証報告書をまとめるとともに、県内市町村の災害対応能力の強化を目指しまして、災害廃棄物処理計画の策定や職員の育成等を支援する取り組みに要する経費でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

説明欄の2、産業廃棄物対策費の中で、(3)産業廃棄物処理施設モデル事業で5,000万円、(4)エコアくまもと環境教育推進事業で1,200万円余をお願いしておりますが、いずれも公共関与型最終処分場エコアくまもとの関係で、施設設置に伴う地元の地域振興策への交付金と県北の環境教育拠点としての活動経費でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

(6)リサイクル製品等利用促進事業につきましては、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物を活用して製造されるリサイクル製品について、有識者の御意見を踏まえて品質や安全性等に対する認証基準を策定しておりまして、今後、土木資材などを中心に、適合する製品を認証し、段階的に利用促進を図る事業でございます。

25ページ最下段に記載のとおり、人件費を含め、合計9億2,400万円余をお願いするものでございます。

循環社会推進課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全

推進課でございます。

説明資料26ページをお願いいたします。

2段目の交通安全対策促進費としまして925万円余を計上しております。

その主な事業としましては、説明欄の1のとおり、県の交通安全推進連盟が行います交通安全運動及び広報啓発活動に対する助成や、3のとおり、交通事故相談所におけます交通事故被害者等のための相談業務に要する経費でございます。

資料27ページをお願いいたします。

上段の諸費の社会参加活動推進費としまして223万円余を計上しております。

その事業としましては、犯罪の起きにくいまちづくりのための推進事業や犯罪被害者等支援の理解促進のための広報、啓発等に要する経費でございます。

最下段の青少年育成費としまして1,035万円余を計上しております。

その主な事業としましては、県少年保護育成条例に基づきまして、有害環境の調査及び浄化活動を行う少年保護育成条例実施事業や、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通じ、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るグローバルジュニアドリーム事業に要する経費でございます。

資料28ページをお願いいたします。

農業総務費の地域食品振興対策費としまして1,744万円余を計上しております。

その主な事業としましては、食品の残留農薬等の検査の実施に要する食品検査体制整備事業に要する経費でございます。

以上、総額で1億6,205万円余をお願いしております。

予算関係については以上でございます。

続きまして、資料の33ページをお願いいたします。

議案第89号、熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容につきましては、35ページの条例案

の概要で説明をいたします。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴いまして、有害情報の閲覧防止に関して、所要の規定を整備するものです。

主な改正内容としましては、有害情報閲覧防止に係る説明義務の対象者及び対象機器の拡大、有害情報のフィルタリング有効化措置に関します事業者等の書面の交付義務及び保存義務、保護者の不要申し出に係る書面の提出義務の追加、改正事項に係る事業者等の義務について、知事の事業者等への勧告の追加などがございます。

くらしの安全推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。

消費者行政推進費といたしまして2億239万円余を計上しております。前年度と比較いたしまして4,608万円の減でございます。これは主に国の交付金の減でございます。

交付金につきましては、平成30年度の交付金制度の見直しにより、これまでの交付金に係る国の予算額が、全国ベースで約4割削減されております。なお、本県におきましては、災害に関連した事業等の縮小による交付金の減もございます。

説明欄をごらんください。

2、消費者行政推進費は、主に国の交付金を活用した事業でございます。

(1)地方消費者行政推進事業は、県消費生活センターの専門家と連携した相談対応、研修の実施など、市町村相談窓口の機能強化の支援及び消費者行政に取り組む市町村への補助等に要する経費でございます。

次に、(2)消費者自立のための生活再生総合支援事業でございますが、熊本地震で被災された方や多重債務者などに対しまして、生

活再生に向けた家計診断、債務整理に伴う生活資金の貸し付け、貸し付け後の償還完了までのサポート等、一貫した支援を行う経費でございます。

(3)災害関連消費生活相談機能強化事業は、県消費生活センターにおける地震関連の無料法律相談の実施や被災地の仮設相談施設設置などの経費を補助するものでございます。

なお、交付金減への対応といたしましては、県事業の見直しによる縮減を行いまして、市町村の消費者行政への影響ができるだけ生じないように、市町村補助金の確保を優先した予算を計上しております。

続きまして、3、消費生活センター費は、県消費生活センターの消費生活相談員13名による相談対応及び啓発事業の実施に要する経費でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の30ページをお願いします。

2段目の諸費でございますが、社会参加活動推進費として114万円余をお願いしております。これは説明欄にありますように、NPOとの情報交換や連絡調整、NPO法人の認定等に要する経費でございます。

3段目の社会福祉総務費でございますが、2億1,203万円余をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの指定管理委託料、ビル管理組合負担金など、維持管理に要する経費でございます。

3の男女共同参画推進事業費につきましては、熊本県男女共同参画推進条例及び熊本県男女共同参画計画並びに女性活躍推進法に基づきまして、男女共同参画を総合的かつ計画

的に進める事業です。

31ページをお願いします。

主な事業といたしまして、(2)は、女性全般に係る総合相談業務、(3)は、労働・経済分野における女性の活躍を促進するための各種取り組みに要する経費でございます。

以上に人件費を加えまして、総額2億3,550万円余をお願いしております。

続きまして、説明資料の36ページをお願いします。

議案第90号、くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例についてでございます。内容につきましては、37ページの条例案の概要で説明いたします。

2の改正の内容をごらんください。

改正の1点目は、(1)指定管理者の業務拡充に伴う規定整備です。これは、県職員の引き揚げに伴い、職員規定を削除するものです。

2点目は、(2)施設改修に伴う規定整備です。これは、新しく会議室を設置するのに伴い、使用料を設定するものです。

条例の施行日は、平成30年4月1日を予定しております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

上段の諸費につきまして、右の説明欄をごらんください。

2の人権啓発推進費につきまして、5,868万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、(1)、(2)の事業は、人権啓発活動に関する法務省の委託事業に係るものでございます。(1)は、市町村が受託し実施する事業1,099万円余、(2)は、当課が受託し実施する広報・啓発事業等4,045

万円余でございます。

次に、2段目の社会福祉総務費ですが、説明欄の2の地方改善事業費につきまして、1億5,565万円余をお願いしております。

(1)の地方改善事業費は、市町村が設置する隣保館等の運営指導等に要する経費1億3,294万円余、(2)の人権問題連携調整費は、行政や諸団体等と連携して啓発活動等に取り組むための経費2,271万円余でございます。

以上、課合計で2億9,278万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 ちょっと2ページの部分で、部長の挨拶の中にもありましたけれども、県内企業の水銀回収の処理能力向上を図るということ、適正処理を推進するためなんですけれども、これは、産廃で集まった部分は、県内で処理する分と県外で処理する分のちょっと比率を教えてください。県内で大体全体出るうちの何%を県内でやっている、何%は県外に持ち出して処理をお願いしている、その比率を。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

水銀の処理に関しまして、済みません、今詳しい資料を手元に持っておりませんけれども、ほとんどが県外で処理しておったと思います。

最終処分は北海道のほうに持っていきますので、今回支援をいたしますのは、中間処理を行います業者で、県内に今1企業ほどございます。そういった企業の事業の拡大とかをすることによりまして、最終処分とか中間処理の割合を県内で少しでもふやしていこうということでの費用でございます。

○城下広作委員 なかなか技術が難しくて県内でできないというか、日本ではもう限られたところでしかできないんですね。だから、そこに持っていきただけしかないという、だけど、水銀フリーのこの熊本で条約を結んだということで、今、熊本で、逆に言えば——もともと産廃というのは、自分の県で出た分は自分で処理するというのが一番理想的なものだから、そういうことが仮にできればいいなと思いつつながら、現実はどうかなということを確認させていただきました。わかりました。

○濱田大造委員 水銀フリー推進事業を始めて何年かたつと思うんですが、これは、この事業を進める前から水銀というのは特別処理の仕方があったと思うんですが、こういう事業を別個でつくったとして、推進するとして、何か顕著な結果というのは出ているんですか。その辺を教えてください。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

環境政策課と循環社会推進課のほうで水銀フリーの取り組みを進めさせていただいていますが、私どもの課のほうでは、主にこの水銀留学生への支援ですとか、あるいは情報発信、そういったところにおきまして、いわゆる水銀の適正処理、あるいは水銀の専門家を育成するということでの事業を行っております。

今年度は、参考までに、市町村とか、あるいは県内の機関におきます水銀を使ってい

ました製品をまとめて処理しまして、いわゆる一体的に整理することで経費を安くすることによりまして、適正に処理するという事業をうちの課ではやっております。

○久保循環社会推進課長 水銀の関係で、循環社会推進課におきましては、この間、法令の整備というものが国においてどんどん進められております。昨年の10月から、新たに水銀の区分ごとにおける処理の仕方とか、そういうものが法令上施行されておりますので、そういった体制に県内業者がきちんと対応できるように、そういう指導というものを繰り返しております。

○濱田大造委員 わかりました。

○城下広作委員 じゃあ、次の部分に。12ページの地下水保全対策費で、県内に設置されている観測井戸、常時監視するという事なんですけれども、熊本震災以降、いわゆる昨年の観測で、そういう何か変化があったのか、もともとの定点の場所で変化が起きているのか、この辺のこの影響はどうなんでしょうか。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

熊本地震以降の地下水変動につきまして、県内33カ所に設置しております観測井戸の水位、毎月調べているところなんですけれども、地震後、地下水位が大きく低下している状況にはございません。

○城下広作委員 了解です。じゃあ、また来年度の部分で、いろいろと変化がなければ、地下水には変化がないということで理解できるなというふうに思います。

じゃあ、そのままその下の部分で、13ページ、有明海・八代海再生の推進連携の事業な

んですけども、いわゆる調査検討、普及啓発とありますけれども、調査って、この間特別委員会でもあったように、ある程度有明海の影響はヘドロだというようなことは誰もわかっていると。問題は、そのヘドロの除去をどうするかということで相当論議をさせてもらったんですけども、この事業というのは、これはまた調査といっても、違う調査の部分と、もともとヘドロという答えも出ているような調査、こういうことはちょっとどういう関連でやっていくのか、最終的には、そのヘドロをどうやって処理するかということも含めるような事業となるのか、これをちょっと確認をお願いいたします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

この有明海・八代海再生推進連携事業、474万5,000円計上しておりますけれども、その中身といたしましては、1つは、推進連携普及啓発事業ということ、もう一つは、再生推進対策検討事業ということで、この調査につきましては、来年度は、現時点で考えておりますのは、浅海化が進む八代海の湾奥部での堆積状況等について調べる予定にしております。

また、ヘドロ対策につきましては、この推進連携普及啓発事業の中で、国の機関の会議、また、庁内に再生推進チームというのを設けておりますので、そういった中でしっかりと検討していきたいと考えております。そのための予算でございます。

○城下広作委員 いや、だから、この間の特別委員会でもあったように、有明海、八代海はもうヘドロが堆積して、それが影響しているというのは誰が見てもそれは間違いないだろうと、それをどう除去するかというようなことをもう具体的に考えなきゃいけないんじゃないかという論議があったから、それに対

して、ここでどういう検討をするか、そして、その対策を考えるかということをおお体ここでは、その事業もしっかり盛り込まなきゃいかぬんじゃないかということだと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○橋本環境立県推進課長 ヘドロ対策、泥化対策につきましては、平成27年度に、九州農政局のほうで、有明海における底質調査ということで、硫化物等が発生している箇所が数カ所あるということで判明しております。

来年度につきましては、水産部局、水産研究センター等の力もかりながら、その硫化物の発生状況等、さらに、どれだけ環境悪化が進んでいるか、その辺について、この有明海再生推進の事業の中で一生懸命やっていきたいと考えております。

○城下広作委員 もう何回も言いませんけど、要は、現実の問題としては、ヘドロを除去するのかもしれないのか、また、除去するならば、どういう方法があるのかというようなことを具体的に詰めていかなきゃいけないんじゃないかというのがこの間論議されたことだから、そういうことを具体的に前進するような形で協議するというのがこの事業の中にもうたわられるべきなのか、別建てで考えるのか、それを明確にしなければいけないんじゃないかということを私からも確認をさせていただきたい。答弁は、もうそれはいいです。

もう1個だけよろしいですか。

○早田順一委員長 はい。

○城下広作委員 25ページのリサイクル製品の利用促進事業という部分があるんですけども、これは具体的に、今までやった製品は製品であると思うんですけども、新たに最近考えていこうという形で、リサイクルに活用できるようなものというのはどういうのが

あるのでしょうか。

○久保循環社会推進課長 27年当時にこの検討を始めたんですけれども、当時の産廃の再生利用率というのは、県内で50%前後、まだそういう状態でした。当時、このリサイクルをどう推進するかということで、専門家の検討メンバーに集まっていたいただきまして認証基準等を策定したんですが、28年度、29年度、ちょっと地震の影響でこの事業がとまっておったわけです。

このリサイクルの品目につきましては、まずは大体10品目ほどで回収しようというふうに考えておられて、中身としては、再生資源を含有したコンクリートですとか、その2次製品、また外装材とか植生材とか、そういった主に土木製品のものが中心という形になっていくのかなと考えております。

新たに、その認証基準、品質の性能ですとか環境の安全性、その再生資源の使用割合、これで認証基準をつくっておるんですけれども、そのものに合致してふやしていくべきようなものがあれば、またそれも取り込んでいくという形で進めてまいろうというふうにご覧のとおりでございます。

○城下広作委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料1ページの総括表を見ながらちょっとお尋ねしたいと思いますが、その前に、3月いっぱい御退職の方、環境生活部で。その方に質問するつもりで、園田課長も、そして山口課長、課長もそうですか。長年いろいろ御苦労さんでございました。後ほど委員長からの手厚い慰労のお言葉もあろうかと思いますが、私からも御礼申し上げたいと思います。

この総括表を見ておられて、毎年度のこ

とでもありますし、災害関連とか、それぞれやっぱり増減があるのは、これは当然のことだと思います。

そこで、各課の御説明をいただいた中で、一部重複もあるかもしれませんが、こう見ながら、例えば、水俣病保健課、自然保護課、循環社会推進課、増減が一部、さっき言いましたように、説明もあつたかと思いますが、簡単に結構です。減の大きな理由はこれです、増の大きな理由はこれですというのを、ちょっと一言ずつでも、今の順番で説明していただければ。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

水俣病保健課における減が2億5,500万円余でございますが、この大きなものは、説明資料の8ページをお願いいたします。3の水俣病総合対策事業費の中の(1)扶助費でございます。

これは、水俣病被害者手帳をお持ちの方が4万人以上ございますけれども、その方々に対する医療費でございますが、予算の積算時期、平成28年の9月現在、それと平成29年の9月現在で900人ほど人数が減っております。その関係で2億2,800万円余が減額というところでございます。

以上でございます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

総括表において、前年度より91億1,873万円余の減になっております。

これは、災害廃棄物処理を行いました2次仮置き場におきまして、7市町村から受託して事業を進めておりました。これが昨年の事業費として94億4,000万円でございます。これが、処理終了に伴いまして全くゼロになったという状況でございます。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の20ページをごらんください。

自然保護費としまして、約倍増しておりますけれども、これにつきましては、21ページの下(3)、説明しましたように、この特定外来生物スパルティナ、これの除去で約7,000万ということで、これが倍増しておるといった状況が1つでございます。

それから、同じ21ページの観光費の中で、これも倍増しておると。これにつきましては、次ページをごらんいただきたいと思いますが、やはり満喫プロジェクト、これが結構大きいということで、これが倍増しておるといった状況でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

そういう説明を聞きながら、田中部長にちょっと抽象的な質問で恐縮ですが、もうそろそろ例の熊本地震から丸2年を迎える。私たち議員も、発災直後から県民の方々に、まあ私の地元はどちらかというと被害は少ないほうでございまして、そういった方が、災害が起きると、なかなか復旧あるいは一部復興について、そちらのほうに予算を執行せざるを得ない、被害のあんまりなかったところを含めて、通常の県民の生活に大きい影響があるんじゃないだろうかという御心配がありましたので、そのとき、あるいはそれ以降もそうですが、災害に関しては、どちらかというと別枠でしっかり手当てをしますので、県民の生活、そのほかには支障がありませんという話を、もちろん不安を解消するために続けてまいりました。

そうは言っても、やっぱり国からの予算も、あるいは県で組む、まあ、この30年度予算がそうですね、当初予算。無限じゃないわけでしょうから、どうしても直接あるいは間接影響もあるんだろうと思います。

そこで、この30年度の当初予算を部でいろいろ議論なさる中で、災害の、今、久保課長もおっしゃった、災害も、フェーズによってあるいは終わるものもあるだろうし、新たな被災者、県民の要求、ニーズというものも、別のことになってくるとそれに対応しなければならない。そのような意味では、引き続き、復旧であるとか復興であるとかいう部分にも力を注がなければならないし、環境生活部の中で、毎年毎年、通常のといいますか、継続していかなければならない事業もおありでしょうし、そういう守りだけではなくて、やっぱり県民のニーズも変わってくるんだしたら、それに合わせて新規事業もしっかり考えていかなければならないという意味では、限られた予算なり資源の中で、非常に御苦労も多い当初予算を組まれたんだろうと思いますが、その辺の御苦労なりですね、この部の予算に関しては、こういうところを特に——新規も、これに書いてあるマル新以外でもあるんだろうと思いますし、そういう工夫なされたとか、こういう方針でというのは、冒頭の御説明にも一部ありましたけれども、ちょっと教えていただければと。だから、その苦労した部分を言っていたいただいたほうが参考になるかと思っておりますけれども。

○田中環境生活部長 発災から2回目の当初予算として対応する時期を迎えておりますけれども、先ほど循環社会推進課長のほうから申し上げましたとおり、環境生活部として、地震の復旧・復興対応で一番大きかったのが災害廃棄物の処理でございます。

この災害廃棄物処理につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、また後ほど報告もさせていただきますが、当初の目標どおり、おおむね2年で完了する。そして、その経費につきましては、先生方を初めとするチーム熊本のお力もいただきまして、市町村の負担も、金額としては全体で1,500億円程

度になりましたけれども、県、それから市町村の負担というのは非常に少ないものとなりました。

ただ、そうはいえ、県全体としてのこの災害に対応する需要というのは大きなものがございしますので、これも先生方御承知のとおり、昨年度の当初予算で、一般財源については各部2割をめどに見直しをしてくれということで、今年度もそれは継続をいたしております。

その中で、私どもとして、どうしてもこの支出が必要なもの、それから少し繰り延べができるもの、あるいは、まことに申しわけありませんが、一部民間のほうに御負担をいただくもの、そうした区分をして対応をさせていただきます。

あと、これも先ほど予算の中で説明がございましたが、循環型社会を推進していく上で、新たな産業の創造という部分がございます。そういうものにつきましては、地域未来創造交付金、新たな交付金のほうにもチャレンジをさせていただくということで、限りある予算の中で、総体的に言いますれば、もちろん知恵を働かせて、そしてお願いすべきところについては時間をかけて丁寧をお願いをして、御負担をいただくところ、補助支援の見直しをさせていただくということがございました。

その中でも、特に私ども部として今力を入れさせていただいておりますのは、1つは、やはりまだ継続しております、岩本先生のところに特に御関係がございします阿蘇の復旧、復興、これについて、環境省の支援もいただきながら、力を入れさせていただいております。

それから、災害廃棄物の処理についても、これも先ほど、全て一応処理は終わりますけれども、まだ市町村の負担については、後年度事業が残っておりますので、基金をつくりまして支援をさせていただきたいと思っております。

ります。

あと、これも、熊本県としては、環境立県を標榜して努力をしておりますので、その部分についても、引き続き手を抜くことなく努めてさせていただきたいと思っております。

その中で、これも工夫をいたしまして、先ほどこれも御説明いたしましたけれども、県の環境センターの展示につきまして、時間も経過しておるといふこともありまして、改修をさせていただき、リニューアルをさせていただいて、またより多くの県内外の方々にお越しをいただいて、そしてしっかり勉強もしていただく、また、水俣・芦北地域の交流人口もふやす、そうしたことに心がけてまいりたい、そういうつもりで、お答え、済みません、なったかどうかわかりませんが、努めさせていただきます。

以上でございます。

○松田三郎委員 ちょっと私の質問が抽象的でしたもので、済みませんでした。

今の御説明というか、冒頭聞いた中で、続けてちょっと違う質問ですけれども、自然保護課、課長の19ページの御説明で、ちょっと細くなるかもしれませんが、説明欄の3の(1)から(4)ですね。(4)は、さっきの説明で、県が主体となるのか、(3)番はアライグマでしょうから、この(1)、(2)は、どちらも市町村への助成ですけれども、対象が違うのか、何か方法が違うのかあるいは目的が違うのか。ここに保護、繁殖も入っておりますね、(1)は。(2)は森林被害と書いてあるから、違うは違うんでしょうけれども、ダブるところはないとは思いますが、ちょっとこの(1)と(2)の違いを御説明いただければと思います。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

今の19ページ3の(1)でございますけれども

も、これにつきましては、主にこれは猿の対策でございます、400万円ぐらいが猿の被害対策の助成金というふうにしております。

(2)は、鹿だけでございまして、(1)は、その鹿以外の部分、カモであったりとかクリハラリスであったりとかいう部分の市町村でやりますいろんな取り組みに対する経費の助成でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

これは、じゃあ捕獲等だから、その森林被害じゃ——(2)ですね。鹿の平地のといいますか、農作物というか、森林以外の被害もこれで救済される、これに入るんですか。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

はい、鹿全般でございますので、山と里山、それから農地、全て入っております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

ちなみに、これは市町村によって違うのかもしれませんがけれども、例えば市町村が捕獲を1頭につき——駆除のですね。鹿で結構です。鹿1頭につき、市町村が幾らに対して県が同額とか、あるいは場合によっては森林組合も補助するところがあると。平均的にとか、代表的なところで、今幾らぐらいなんですかね。ばらばらですか。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

市町村によってばらばらでございます、うちの事業としましては、鹿に対しましては、1頭当たり1,000円をベースにしてやっております、約1万3,000頭分の補助ということで限定をしております。

○松田三郎委員 昔はもうちょっと高かったですね。1頭1,000円。

○中尾自然保護課長 これは自然保護課分の補助でございます、あと、むらづくり課でやります例の交付金、8,000円ございますので、これを上積みという形になります。だから、例えば交付金で8,000円、それから市町村で1,000円、県で1,000円、計1万円という形になるかなと思います。

○松田三郎委員 わかりました。

ちなみに、今は——昔、昔って、今もそうかもしれぬ。例えば、顎の骨とか尻尾とか、写真でも持って行って証明せんこの補助金をもらえないというのがあったようだけれども、現状はどうなんですか。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

今現在は、写真で、右方向を向けた顔で写真撮ってくださいということで写真判定をして、それに番号をつけて、それを写真で確認するという状況でございます。

○松田三郎委員 以前、うちは宮崎県との県境ですので、例えば、写真は、じゃあ番号があるけん、2カ所以上ということはある得ぬとですか。出して2カ所以上からもらうというのは。という人がいるらしいというのを以前聞きましたけれども。

○中尾自然保護課長 県としましては、その写真が有効であるという判断をしております。

○松田三郎委員 わかりました。

じゃあ、1点最後に要望といいますか、直接自然保護課じゃない部分もあろうかと思えますので要望しときますけれども、今もたしか、休猟区というのを設けて、定期的に変えていращやるという話ですけれども、地元

の被害の大きいところの方に聞きますと、今鹿も賢いもんで、休猟区のところに逃げ込んで撃たれぬようにしとると、休猟区が変わるとそこに移動してという話を、まあ、肌感覚の話ですから、根拠がどれだけ確かなのかわかりませんが、そういう現状もお聞きですか、課長は。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

今有害鳥獣に関しましては、休猟区とは関係なく、全域でとれるようになっておりますので。

○松田三郎委員 ああ、そうか、有害鳥獣の駆除に関しては関係ないわけですね。通常の狩猟に関してが、その休猟区では撃てないというわけですね。はい、わかりました。

○城下広作委員 せっかくだから、関連でちょっと済みません。

私は、昨年、質問をしたくて、イノシシの駆除のことで、とにかくどこの県が頑張っているのかなと、広島県と兵庫県に行ったんですよ。わざわざ聞きに行ったんですよ。結構テレビでも報道があっていて、頑張っている。

イノシシも、本当民家の前で、親子連れでゆたつとして安心しているものだから、それに対して困るとるというような部分があって、それはいかぬからちょっと見に行かにかいぬと。

そして、わざわざ広島県と兵庫県に行ったら、わざわざ熊本から来られて、それはまた熊本県のほうが先進県です、イノシシとか鹿の駆除にはということを言われて、ああ、そうですかということだったんですけども、それは事実なのか、それとも、全国的にそのレベルがそんな高いのか。私は、他県からそう言われて、熊本県は先進県ですよ、わざわざ

ざ我々のところに来ぬでも、熊本県で学ばれた方がいいですよと言われたんですけども、これはどうなんですか。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

ちょっとそれに関しましては、何とも言えるものがございませんので。皆さん頑張っているのは事実でございますけれども、それが他県と比べてどうかというのはちょっとわかりません。

○城下広作委員 まあ、一遍他県が年間どのくらい捕獲しとるのか、熊本県はどのくらいあるか、その数字は大体バロメーターでわかるのかなと思うけど、そういうふうに言われて、逆に我々は熊本に学びたいと言われたものだから。真実はわからぬということですね。わかりました。

○早田順一委員長 ほかに。

○濱田大造委員 幾つかあるんですが、まず、9ページの水俣病に関してちょっとお尋ねなんですが、公害健康被害認定審査会、去年、何回開かれて、何人認定されたのか、ちょっと基本的なことなんですけれども、教えてください。

それとあと、もう水俣病発症から、認定から60年以上たっていると思うんですが、裁判の人数も、1,000人いまだに超えていると思うんですが、今後もまたふえるような状態なのか、もしくは終息に向かっている状態なのか、その状況を教えてください。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、今御質問ありました公害健康被害認定審査会の開催回数と認定数でございますが、昨年度、今年度合わせまして6回ずつで

12回開催をしております。数字につきましては、平成27年に審査を再開いたしまして、そのトータルでいきますと、610件が棄却ということで、認定をされた方は4名ということになっております。

それと、これからの裁判の原告の数、今1,500人を超えていますけれども、それがどうなるかという御質問でございますが、これにつきましては、相手様の考えに——提訴されるのをするとも言えませんので、ここは何とも言えない状況ということでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ぜひ丁寧な対応を今後とも——これまでもしてきたと思いますが、よろしくをお願いします。

あと、いいですか。

○早田順一委員長 はい、濱田委員。

○濱田大造委員 続けて、13ページのくまもとらしいエコライフ普及促進事業というのは、ちょっと「くまもとらしいエコライフ」ってよくわからないので、もうちょっと詳しく教えてください。

続けて、16ページの公害監視調査費で5,100万円、大気汚染監視調査事業が計上されているんですが、これはPM2.5、どういうふうな、例えば小中学校、幼稚園、保育園、いろいろありますけれども、連携してやっていると思うんですが、今どういうような運営の仕方をしているのか、もうちょっと詳しく教えてください。

以上です。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

くまもとらしいエコライフにつきましては、環境に配慮しましたスタイルを、個々の

県民や家庭で実践するだけではなく、地域社会や企業といった面への展開、定着を図ることによって、持続可能な社会の実現を目指すものということで、平成25年度のストップ温暖化県民総合運動推進会議において、県民運動として展開していくこととされたものでございます。

その際に、熊本らしいということで、熊本の気質、要はもっこすとわさもんを活用するというので、つまり先人の知恵や工夫に学んだり、最新の省エネ技術や機器を取り入れたりすること、要はわさもんということ、また、自律的、自発的に環境への配慮が行われるような、そういう熊本らしい手法や気質を盛り込んだ形で地球温暖化対策の普及啓発、要は、みずから考え、行動する県民を、また事業者を育てていこうというものでございます。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

PM2.5に関しましては、最近、大陸のほうの大気環境が改善されていることもございまして、越境で九州のほうに流れ込む非常に汚れた空気というものは、減っている状況にございます。

とはいえ、注意喚起が必要な場合には、大気環境情報メールとかファクスで市町村を通じて広報をするようにしているところでございます。

全体、高校とか小中学校とかへの直接的な啓発、指導は、県のホームページ等でございますが、市町村、関係機関等で、毎年1回、光化学オキシダント、それからPM2.5についての対策連絡会議を設けまして、必要な情報がきちんと伝わるような、そういった体制をやっているところでございます。

以上でございます。

○早田順一委員長 では、ほかに。

○西山宗孝委員 29ページ、消費生活課にお尋ねしたいんですけども、先ほど予算の説明の中で、国からの支援が相当減ったということで、市町村に影響のないような予算建てでいきたいと話をお伺いしましたが、特にこの災害関連の消費相談については、これまで自力で再建ができる方とか、あるいは公的な支援を受けて再建できる方、あるいは私的な銀行関係で再建できる方とかいろいろいらっしゃると思うんですが、これから先が、そういった支援を受けることがなかなか難しいといいますか、あるいは自助解決ができない方が、非常にこういった相談関係もふえてくるというふうに認識しているんですけども、国の分がどれだけ――全体として4,600万減額になっているんですけども、国の支援がどれぐらい実態としては見込まれなくなったのか。あるいは、それについて、先ほどお話のあった、市町村には影響を与えないようなというのは、具体的にはどういった数字あるいはどういった内容で対応されていくのかをお尋ねしたいと思います。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

まず、交付金の減なんですけど、対前年度の予算ベースでいったら、約4,000万でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、熊本地震関連の分が一部縮小しておりますので、実質的な影響額は2,400万ぐらいでございます。

それがまず1点でございますが、2点目の市町村の消費者行政への支援ということですが、まず、市町村の消費生活相談の運営に直接かかる人件費とか、市町村で広域連携で相談を受けられていたりとかしますが、そういったものは全額確保しております。それから、いまだに仮施設で相談を受けられているところもありますので、そういったところ

もきちんと確保しまして相談体制は維持しております。

最終的な市町村の要望額に対する配分率、これは81%でございます、若干広報とか、そういった経費に影響が出るかと思えます。

ただ、来年度の予算措置額は、震災前の27年度の決算額を上回っておりますので、執行段階で市町村と十分連携しながら、有効に活用しながら、市町村を支援していきたいというふうに考えております。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

27年度から比べると上がっているって、これは地震前とは比較にならない背景もあると思うんですが、先ほど申し上げましたように、市町村から、この件だけじゃなくて、時折、県の補助がなくなったから市の窓口ではこういう影響が出たとか、あるいはそれが市民に伝わったりとかいうことも、中にはほかの科目もあるんですけども、特に今回の震災についての生活者の相談等々に支障を来さないような形を、ぜひ継続的に続けていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 16ページの(4)、硝酸性窒素対策推進事業というものがあまして、教えていただきたいんですけど、これは汚染としてどういう被害が出ていくのかが、全県下の何か被害が広まっているということの説明でしたが、それに対する汚染の、これはどういう汚染、それからまた調査をやられているんですけど、その調査結果がどういうふうに推移しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○山口環境保全課長 硝酸性窒素につきましては、原因としましては、生活系からと、そ

れから畜産系から、それから工場、事業場から考えられますけれども、それぞれから出ました窒素成分が地下に浸透して硝酸性窒素に変わると。

この硝酸性窒素が、水を介して人の体に入りますと、ヘモグロビンと、酸素のかわりに結合して酸欠状態を起こすと。成人の場合にはほとんど影響ございませんが、特に小さい幼児では、チアノーゼ現象、体内で酸欠を起こしてチアノーゼを起こすということが言われております。

ただ、日本国内ではほとんど健康被害が発生している状況ではございません。ただ、熊本県の地下水は、県の財産というものでもございますので、本県といたしましては、地下水を守るという観点から取り組んでいるところでございます。

汚染の状況ですけれども、現在、特に汚染が顕著な地域は、荒尾地域、それから熊本地域、そのあたりが広範囲に硝酸性窒素が環境基準を超える、国の基準を超えるというような状況でございます。対策計画というのを設けまして対応策を講じているところでございます。

ただ、なかなか効果があらわれにくいというようなところもございますけれども、現在のところは下がっているところもありますし、それから、少数ではございますが、若干上がっているところもあります。大半はほぼ横ばいか若干下がっているというような状況のところでございます。

これまでも、ずっと地下水のデータを監視しながら取り組んでいるところでございますが、次期計画というのが、3年後に更新する予定でございますので、現在は窒素負荷実態調査等を行いまして、変動要因を調査し、対策効果を把握して、さらなる対策の推進につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩本浩治委員 ありがとうございます。

減っているところというのは、やはり下水道整備とか浄化槽の整備とか、そういうことで減ってきているのも影響しているのでしょうか。関係が出てくるわけですかね。

○山口環境保全課長 明らかにこれが影響して下がっているというようなところは、非常に難しいところはございます。ただ、非常に濃度が高い場合、これまでの観測データからは、畜産系の汚水処理とか、それから肥料の削減とか、そういった形での改善が見られているかなと思われているところはございます。

○岩本浩治委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 あと3点ほどお願いします。

23ページの環境立県推進費なんですが、バイオマス活用推進事業なんですが、県内でもいろんな市町村がバイオマスをやっているんですが、まあ、トラブっているところもあるんですが、県としては、どのくらいの目標というか、事業者としてどのくらい支援していくのかとか、そういうビジョンがあったら教えてください。もうちょっと詳しくですね。

あと、続いて24ページ、25ページに関連することなんですが、エコアくまもとを一度視察に行ったことがあるんですけども、いろんなお話をお聞きしたんですが、今リサイクル率というのがすごく進んでいて、予定していたより産業廃棄物が集まらないかもしれない。これは結構いいことなんですが、そうすると、事業者として見ると赤字に陥るといふジレンマがあるみたいでして、今、エコアくまもと、どうなっているのかと。

それとあと、県内で、25ページの3番目

に、最終処分場の埋立地、これは県内は最終処分場、足りているのか足りてないのか、あと、つくるとしたら何カ所ぐらい必要なのかとか、そういう具体的なものがあるのか教えてください。

最後に、27ページのグローバルジュニアドリーム事業という、これはそれなりにやっていただいて構わないんですが、どういう選定の仕方か小学生とか中学生を選ぶのか、誰が担っているのかとか、何人派遣するのか、この辺もうちょっと詳しく教えてください。

以上です。

○久保循環社会推進課長 3つ、私どものほうに御質問いただいております。

まず、バイオマスの利活用で目標があるのかということですが、一応バイオマスの利活用については、県として計画を策定しておりますが、内容としては、いわゆる家畜排せつ物とか、いろんな各地域における取り組みを後押しする、御支援するというような内容が主でございます。

今県北のほうですとか、また、水俣、県南のほうとかいうところで、市町村を主体とした幾つかの事業がありまして、それについて、計画策定とかソフトのほうで御支援をしております。

今回、未来投資の関係でやりますのは、いわゆる竹あたりを活用した事業に対して、もう具体化してきておりますので、そこに対して支援をするという内容でございます。

ただ、ビジョンの中で、どのくらいのボリューム、量を目標とするというところまでは設定しておりませんので、そこはできるだけ拡大していくという方向で考えておるところでございます。

2つ目のエコアの今後の経営といいますか、その話でございますけれども、今回、27年12月に開業いたしまして、28年4月の地震以来、もう災害廃棄物を主に収入という形

で入れております。量としては約20万トン弱と。もちろん、ここの中には産業廃棄物も含めてのところでございます。

エコアそのものの使命としては、もちろん産業廃棄物の最終処分場、管理型の最終処分場ということではございますが、災害廃棄物についてもこれを使うということで、これはもう皆様も御了解いただいた中での使用だったんですけども、今残量が約23万トン前後残っておりますので、今後、大体今までの使用量、産業廃棄物の受け入れ量が年間4,000トンから5,000トン程度ですので、20年以上は楽にこれはまだ使用できるという状態だと見込んでおります。ただし、災害とか、また突発的な事態がなければですね。

ただ、この状態のときに、今収支のことをおっしゃいました。今28年度、29年度にまたがる災害廃棄物の処理におきまして、エコア全体としては約40億円程度の収入という形になっておりまして、これは非常に突発的な収入でございます。

エコア自身、また建設に伴いまして借金も抱えております。県からの借金というのもございますので、そこの返済もしつつということでございますので、今後、災害廃棄物がなくなりましたならば、それなりに収入の規模がぐっと縮小していかざるを得ないという状況になります。

そこは、ある程度、公共関与、公的な処理場ということではやむを得ない事態かなというふうに思っておりますが、収入増に向けて、産業廃棄物の受け入れ増に向けて、事業的な努力というのはさせていただいていこうというふうに考えておるところでございます。

3番目として、処分場が県内全体で足りているのかというお尋ねがございました。

処分場の種類には、大きく管理型とそして安定型というものがございます。管理型の処分場につきましては、エコアも含めまして、

民間の処分場が大きなもので2つという状況でございますが、1つ、菊池地方の処分場につきましては、ちょっと住民との協定に伴いましてある程度量が制限されております。ということは、県内で熊本市内の処分場とエコアが今後管理型の中心となっていくだろうと。

また、今後につきましては、管理型処分場というのは、非常にある意味、管理を要する廃棄物まで処分する場所でございますので、住民の皆さんとかの合意形成がなければなかなか新たにつくっていくというのは難しゅうございますので、ここはまたエコアとの関係も絡めながら考えていくことかなというふうに考えております。

安定型の処分場につきましては、県内各地数十カ所ございましたけれども、今回、災害廃棄物の処理に伴いまして大量の瓦れきが生じました。それで、かなり埋め上がっている率が高くなってきておりますので、ある意味で、今後、安定型の処分場には今後の災害等あたりを考えながら、ある程度誘導策というものも必要なところかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

グローバルジュニアドリム事業の件でございますけれども、これは平成26年から行っておりまして、子供たちを台湾の高雄市に派遣するというものです。

対象者につきましては、小学校6年生から中学生までの25名ということになりまして、これは事前に作文を提出させまして、と個別面接をして、この25人を選定するというところでしております。

例年、高雄市の青少年との交流事業を行っておりまして、あと日本人先達の功績地の視察でありますとか、実際に学校に行つて、そ

の地元の子供たちと交流会をするというような形でやっているとところでございます。

以上です。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で環境生活部に対する質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入れかえのために、ここで約10分間の休憩をいたします。

午前11時23分休憩

午前11時29分開議

○早田順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 商工観光労働部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係5議案、その他1議案でございます。

平成30年度当初予算においては、県経済の復旧、復興を実感できるものとするため、一般会計で673億1,100万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で13億9,500万円余、総額で687億700万円余の予算を計上しております。

復旧・復興4カ年戦略のうち、5つの施策を中心に、当部の主な取り組みについて御説明をいたします。

まず第1点が、県経済を支える企業の再生・発展であります。

震災後落ち込んだ熊本経済は、V字回復を果たし、現在も拡大傾向が続いております。引き続き、グループ補助金の適正かつ円滑な

執行に努めるとともに、被災した中小・小規模企業のニーズに対応した資金繰り支援や経営支援にしっかりと取り組んでまいります。

また、県内産業の発展に向けて、IoT等も活用した地域への経済波及効果の高い事業に対し、地域未来投資促進法を最大限に活用します。

さらに、今後の人手不足等に備え、設備投資への補助における雇用要件を緩和し、生産性向上要件を加えるなど、稼ぐ力を高める投資を促進し、付加価値の高い仕事へ転換を図ります。

企業誘致につきましては、県南地域等で立地可能性のあるオフィス系企業を新たな重点ターゲットとして誘致を進めるとともに、工業団地を整備する市町村への支援に取り組めます。

2点目が、地域資源を活かす観光産業の革新・成長でございます。

観光入り込み客数は、震災前の水準に戻ってきておりますが、阿蘇等ではまだ回復していない地域もあります。熊本城や阿蘇観光の復活、県内各地の観光資源の発掘、磨き上げなど、熊本デスティネーションキャンペーンや国際スポーツ大会を見据えた国内外からの誘客に取り組めます。

3点目が、地域を支え次代を担う人材確保・育成です。

県内有効求人倍率は1.65倍と、高い水準が続き、人手不足が深刻となっております。震災からの復興につなげるため、新規学卒者の県外流出防止、女性、高齢者、外国人の活用を図るほか、UIJターン希望者の掘り起こしやブライト企業の認定拡大を図ってまいります。

4点目が、空港、港の機能向上によるアジアに開くゲートウエー化です。

クルーズ船については、平成29年、八代港に65隻が入港し、推計26万人の観光客が訪れました。今後は、船社や旅行会社とともに、

県内の魅力ある観光資源を生かした地元消費型の寄港地ツアーを造成し、中国で販売していくことで、その効果を拡大してまいります。

最後に、世界と熊本をつなぐヒト、モノの流れの創出です。

いよいよ女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップまで2年を切りました。来年度は、組織の拡大を図るとともに、会場整備、プレ大会開催、ボランティア募集など、準備をさらに加速化させてまいります。あわせて、欧米豪を中心とした世界からの誘客を進めてまいります。

以上が平成30年度当初予算の主な内容でございます。

このほか、複数年度にまたがる業務委託等に係る債務負担行為の設定、さらに、その他議案につきましては、中小企業振興資金に係る債権の権利の放棄について提出しております。

また、議案以外のその他報告事項といたしまして、グループ補助金の執行状況等について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○中川政策審議監 商工政策課でございます。

説明資料の39ページをお願いいたします。

資料右側の説明欄をごらんください。主なものを説明させていただきます。

1段目でございますが、新規学卒者の県内就職促進のためのPR経費でございます。

2段目でございます。

まず、商工政策課8名、福岡事務所3名、計11名分の職員給与費でございます。

次に、県内企業のBCP策定促進に要する経費、また、事業者向けの人材育成及び事業者と求職者のマッチング支援に要する経費も計上してございます。

1枚めくっていただき40ページをお願いいたします。

2段目でございますが、大阪事務所7名分の職員給与費及び管理運営費でございます。

3段目でございますが、福岡事務所の管理運営費でございます。

以上、一般会計で総額2億7,939万円余の予算をお願いしております。

なお、職員給与費につきましては、部内各課共通の事項でございますので、この後の各課からの説明は省略させていただきます。

次に、41ページをお願いいたします。

福岡事務所施設賃借の更新が控えておりますので、債務負担行為の設定をお願いしております。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。主なものについて説明させていただきます。

商業総務費につきまして、8,348万円余をお願いしております。

右の説明欄でございますが、(2)商店街にぎわい創出事業は、商店街の活性化の取り組みを支援するハード整備やソフト事業等の経費でございます。(3)熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金は、グループ補助金業務に係るものでございます。

次に、中小企業振興費につきましては、555億6,139万円余をお願いしております。

43ページの右の説明欄でございますが、2の(1)中小企業金融総合支援事業は、中小企業向け融資制度に係る貸付原資、保証料補助

等に要する経費でございます。なお、新規融資枠は、熊本地震関連分200億円を含め、470億円を確保しております。(2)小規模企業サポート力強化事業は、県北、県南にサポート拠点を設置し、そこでの支援を通しまして商工団体のサポート力強化を図るものでございます。

3の(1)組織化指導費補助は、中小企業団体中央会に対する人件費、事業費等の補助、4の運輸事業振興助成費は、軽油引取税の収入額に応じて交付される熊本県トラック協会に対する補助でございます。

おめくりいただき44ページをお願いいたします。

5の(3)小規模企業等生産性向上推進事業は、生産性向上のためのセミナーの開催経費等でございます。また、新規事業の(4)事業承継加速化推進事業は、中小企業等の円滑な事業承継の推進に向けた啓発や支援体制構築等に要する経費でございます。

6の小規模事業対策費補助は、商工会、商工会議所、商工会連合会に対する人件費、事業費等の補助でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費の3億6,162万円余は、右の説明欄でございますが、グループ補助金申請受け付け等に係る業務委託のほか、工事業者不足対策、補助事業者に対する経営支援及びフォローアップ等に要する経費でございます。

以上、一般会計で560億657万4,000円をお願いしております。

おめくりいただき46ページをお願いいたします。

ここから、中小企業振興資金特別会計でございます。

中小企業振興資金助成費に2,696万円余をお願いしております。

右の説明欄でございますが、1の高度化資金貸付金は、2件の貸し付けを予定しており

ます。また、2で事務費、3で国庫支出金返納金を計上しております。

下段の元金から次の47ページにかけまして、事業者からの償還に応じて中小企業基盤整備機構への償還や県負担分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、特別会計で8億4,795万円をお願いしており、一般会計と合わせました課の合計は568億5,452万4,000円となります。

おめくりいただいて48ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

いずれも継続事業でございまして、上段で、中小企業対策融資に係る損失補償、下段で、中小企業協同組合等の設備投資促進に係る利子助成をお願いしております。

続きまして、84ページをお願いいたします。

議案第107号、権利の放棄についてでございます。

こちらは、中小企業振興資金貸付債権のうち、2件について権利の放棄を行うものでございます。85ページ以降の概要で説明させていただきます。

まず1件目は、八代市で建設業を営んでおりました法人に対し、ホイールローダ1台の購入経費としまして、昭和50年に貸し付けた800万円のうち、延滞となった560万円余の貸付債権でございます。

債務者及び連帯保証人の状況は、(11)に記載しておりますが、当該法人は、貸し付け後に資金繰りが急激に悪化し、平成8年に解散しております。

当該法人の代表から月々少額の弁済が行われてきたものの、平成27年に死亡され、相続人も全て相続放棄をされております。また、連帯保証人3名につきましても、1名は死亡され、ほかの2名も生活保護受給中あるいは年金収入のみの状況であり、返済する資力がないものと判断されます。

おめくりいただいて86ページをお願いいたします。

次に、2件目は、八代市で縫製業を営んでおりました法人に対し、特殊ミシンほか42台の購入経費としまして、平成5年に貸し付けた1,100万円のうち、延滞となりました928万円余の貸付債権でございます。

債務者及び連帯保証人の状況は、(11)に記載しておりますが、当該法人は、親会社の倒産により資金繰りが急激に悪化し、事実上の倒産に至っております。

当該法人の代表については、平成9年に破産免責が確定しております。また、連帯保証人2名につきましても、1名は破産免責が確定した後に死亡され、ほかの1名も年金収入のみの状況であり、返済する資力がないものと判断されます。

これら2件の権利の放棄を行う理由としましては、貸し付けの法人が事業を休止し、差し押さえる財産がなく、連帯保証人が無資力であること、時効が経過したこと、これらによりまして県の債権放棄基準に該当していること、及び債務者、連帯保証人の現在の状況から、任意交渉及び強制執行の手段によっても債権の回収は不可能と認められることから、権利の放棄を行うものでございます。

昨年度の決算特別委員会の委員長報告におきましても、貸付金の回収に当たっては、県民負担の公平性の観点とともに、回収額と回収に要するコストの費用対効果の観点もあわせて考慮すべきと考えるとの御意見をいただいております。

相当の徴収努力を行ってもなお回収が不可能な案件につきましては、県の債権放棄基準に基づく放棄を行うことで、債権回収の見込みがある案件に注力してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料の49ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

まず、労政総務費ですが、1億8,526万円余をお願いしております。主な事業を御説明します。

説明欄の2、労政諸費の(1)労働局との一体的実施事業ですが、これは、水道町の交差点近くに熊本労働局と共同でしごと相談・支援センター、通称くまジョブを設置しております。ハローワークと連携しながら、仕事探しのカウンセリングから職業相談、就職後の支援など、労働雇用関連サービスをワンストップで提供しており、その施設の運営及び相談員に係る経費でございます。

続いて、(2)、くまもと復興人材U I Jターン促進事業です。

これは、熊本へのU I Jターンを希望される方や人材を求める県内企業の相談窓口として、東京と熊本に設置しております。東京は、地域振興課の移住定住相談窓口と共同してふるさと回帰支援センター内に、熊本は、くまジョブ内に設置しております。

熊本県U I Jターン就職支援センターの相談員の人件費や活動費などの運営や、U I Jターン就職に係る企業とのマッチング支援などの事業に要する経費でございます。

また、このU I Jターンに係る取り組みを強化するため、平成30年度から、新規事業として、(3)人材確保強化事業を計画しております。これは、本県からの転出者や学生が関東に次いで多い大阪や福岡の大都市圏において、U I Jターン促進のためのセミナーや就職関連イベントの開催に要する経費でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

上段の労働福祉費で1,412万円余をお願いしております。

主な事業としましては、説明欄の1、労働

福祉費の働きやすい職場改善促進事業ですが、これは、職場環境の改善に取り組む企業へのアドバイザー派遣やワーク・ライフ・バランス推進のための啓発事業など、働き方改革の推進に要する経費でございます。

続いて、下段の職業訓練総務費で2億6,618万円余をお願いしております。

主な事業としまして、説明欄の2、職業能力開発業務運営指導費の(1)熊本県職業能力開発校拠点化調査事業ですが、これは、熊本市南区幸田にある高等技術専門校について、耐用年数を大幅に超える建物があるなど、全体的に老朽化していることから、菊陽町にある技術短期大学の隣接地へ移転し、あわせて研修機能の充実などにより、本県の職業能力開発施設の拠点化を図ることで、人材育成機能の充実を目指して検討しているものです。平成29年度から引き続き調査検討を行うものでございます。

また、(2)外国人材受入支援事業ですが、これは平成29年11月の技能実習制度の法改正に合わせ、本県における外国人材の適正な受け入れに向けた県内企業等への助言、支援を行う窓口を設置しております。その窓口の運営に要する経費のほか、外国人技能実習生が実習しやすい環境を整備するため、通訳や作業手順書の翻訳ができる高度外国人材の雇用に向けたマッチングや日本語習得支援をモデル的に実施する経費でございます。

続いて、51ページの説明欄の一番上、3、認定訓練事業費の認定訓練実施事業です。これは、職業訓練法人など、民間で行っております在職者を対象とした職業訓練に対する事業費や運営費などの助成に要する経費でございます。

また、4、技能向上対策費の(1)技能検定事業費ですが、これは、国家検定制度である技能検定や技能検定試験に関する業務の一部を職業能力開発協会が実施しており、本事業は、その業務に係る職業能力開発協会への助

成でございます。

次に、下段の職業能力開発校費ですが、9億9,988万円余をお願いしております。主な事業としましては、52ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の3、職業能力開発事業費の(2)離職者訓練事業ですが、これは、民間の専門学校など、教育訓練機関に委託して実施する離職者を対象とした職業訓練に係る経費で、6億3,280万円余を計上しております。また、(3)地域創生人材育成事業ですが、これは、IT分野や建設分野、コールセンターなど、人手不足が深刻な分野での人材確保、育成を図るために実施する職業訓練等の経費で、9,280万円余を計上しております。なお、この2つの事業は、いずれも全額国庫からの委託事業でございます。

次に、52ページの下段になります。

技術短期大学校費で4億5,229万円余をお願いしております。主な事業としましては、53ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の(2)技術短期大学校教育対策事業でございます。これは、技術短期大学の各種機器の整備等に要する経費でございます。

次に、下段の失業対策総務費で1億9,302万円余をお願いしております。

主な事業としましては、まず説明欄の(2)熊本県ブライ企業推進事業です。この事業は、県では、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライ企業として認定しております。その認定に係る経費やブライ企業の普及啓発、県内企業の労働・経営環境や処遇の向上を図るためのセミナーの開催等に要する経費でございます。

また、新規事業として、説明欄の(3)地域活性化雇用創造支援事業ですが、これは、今年度まで事業を実施しております戦略産業雇用創造プロジェクト事業の後継事業でありまして、県内の求職者に対して、まずは人材派

遣会社で雇用し、企業に派遣を行い、座学研修や企業でのOJT研修を実施して、引き続き当該企業研修先での雇用に結びつける事業でございます。

以上、労働雇用創生課全体で21億1,078万2,000円をお願いしております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の障がい者委託訓練業務、下段の離職者訓練等委託業務ですが、ともに平成31年2月または3月から平成31年4月以降にわたって民間に委託して実施する職業訓練について、複数年度にわたる契約とするため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

55ページをお願いいたします。

まず、上段の農業総務費です。5,200万円余をお願いしております。産業技術センター食品加工技術室の管理運営や研究開発等に要する経費でございます。

次に、下段の工鉱業振興費です。8億円余をお願いしております。主な事業について御説明します。

右の説明欄ですが、(1)事業革新支援センター事業です。8,300万円余をお願いしております。県内企業が取り組んでいる新分野への進出や販路開拓などの事業革新を支援するくまもと産業支援財団への助成に要する経費でございます。

56ページをお願いいたします。

(2)地場企業立地促進費補助です。3億7,000万円余をお願いしております。県内に工場等を新・増設する地場企業に対する助成事業でございます。なお、今後の人手不足等に備え、設備投資への補助における雇用要件

を緩和し、生産性向上要件を加えるなど、国施策とも連動した見直しを行います。

次に、(4)リーディング企業創出事業です。6,600万円余をお願いしております。県や産業支援機関等が総合的かつ継続的な支援を行い、県経済を牽引する高い付加価値を生み出すリーディング企業創出のための支援に要する経費でございます。

次に、(6)地域未来投資促進事業です。1億8,000万円余をお願いしております。地域未来投資促進法に基づき、県経済を牽引し、高い先進性と県内のほかの企業等への十分な経済的波及効果が見込める県内企業等の投資への助成に要する経費でございます。

57ページをお願いします。

上段の計量検定費です。4,400万円余をお願いしております。こちらは、産業技術センター計量検定室の運営管理や、タクシメーターなど、計量法に基づく計量器の検定、検査などに要する経費でございます。

次に、下段の産業技術センター費です。5億8,000万円余をお願いしております。

右の説明欄ですが、2の管理運営費、こちらは、産業技術センターの運営管理や試験研究機器の修繕等に要する経費について、6,800万円余をお願いしております。

58ページをお願いします。

右の説明欄3の試験研究費ですが、1億5,000万円余をお願いしております。いずれも研究開発に要する経費でございます。

(1)新規外部資金活用事業は、国や企業などの外部資金を活用して行う試験研究に要する経費で、国等に採択された場合の最大の金額を計上しており、1億3,000万円余をお願いしております。

次に、4の技術指導事業費です。5,500万円余をお願いしております。

(2)の一般支援事業は、依頼分析、試験研究に必要な試験研究機器の導入に要する経費でございます。

59ページをお願いします。

新事業創出促進費です。7,600万円余をお願いしております。主な事業について御説明します。

右の説明欄(2)ワサモンのまちづくり推進事業です。610万円余をお願いしております。県内の若者を対象としたビジネスプランコンテストの開催や創業期の企業支援等の起業促進に要する経費でございます。

次に、(3)有機エレクトロニクス産業創出連携促進事業です。1,500万円余をお願いしております。有機エレクトロニクス分野の事業化を促進するためのコーディネーターの配置や協議会の運営等に要する経費でございます。

以上、最後に61ページをお願いします。産業支援課は、合計で17億4,118万5,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の62ページをお願いいたします。主な事業を中心に説明させていただきます。

まず、計画調査費でございます。右側説明欄をお願いします。

エネルギー対策費として8,762万円余をお願いしております。

(1)の電源立地地域対策交付金事業は、水力発電所のある電源立地市町村に対する国からの交付金の交付、事業の検査、指導に要する経費でございます。(2)の石油貯蔵施設立地対策等交付金事業は、石油貯蔵施設立地市であります八代市及びその周辺の市町村に対する国からの交付金の交付や事業の検査、指導等に要する経費でございます。いずれも各市町村は、消防設備や道路の整備等に活用をされております。

下段の工鉱業振興費をお願いします。2,917万円余をお願いしております。

右説明欄の1の工業振興費におきまして、863万円余をお願いしております。

(1)の新エネルギー等導入推進事業につきましては、新エネルギーの導入促進、普及拡大に要する経費でございます。

次に、63ページをお願いします。

(2)の熊本県総合エネルギー計画推進事業につきましては、総合エネルギー計画の改定のための調査等に要する経費でございます。

右説明欄の2の鉱業振興費といたしまして2,054万円余をお願いしております。

(1)の採石指導取締・採石業等育成増進事業は、採石場の指導監督や採石事業者の研修会の開催等に要する経費でございます。

(2)の阿蘇採石場防災対策事業は、防災のための排水路工事の実施等に要する経費でございます。

次に、下段の新事業創出促進費につきましては、364万円余をお願いしております。これは、県民発電所の認証及び設置促進等に要する経費でございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の64ページをお願いいたします。

一般会計でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、中小企業振興費ですが、説明欄の中小企業振興指導事業費について、2億6,087万円余を計上いたしております。

産業支援サービス等集積促進事業は、コールセンターやIT企業を初めとする産業支援サービス業等に対する補助金と誘致に要する経費でございます。新年度からは、県南地域等への立地可能性が高いサテライトオフィスの誘致に向け、積極的に取り組む市町村内に立地する企業を対象に、補助率の上乗せなどを行います。

次に、工鉱業総務費のうち、説明欄の2、企業誘致促進対策事業費について、40億5,865万円余を計上いたしております。

(1)企業誘致事業3,512万円余でございますが、企業誘致及び既立地企業のフォローアップのための経費です。また、新年度においては、九州管内に流通ルートを持つ物流企業の県南地域への立地意向や具体的なニーズを把握するため、物流企業の立地可能性調査にも取り組みます。

(2)企業立地促進資金融資事業2億8,424万円余でございますが、新設、増設する誘致企業に対して資金を融資する制度でございます。

65ページをお願いします。

(3)企業立地促進費補助35億6,480万円でございますが、これは、誘致企業が事業所等の新設、増設により一定規模以上の設備投資と雇用増を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございます。

(4)戦略的企業誘致推進事業1,764万円余でございますが、研究開発部門を含む誘致や本社機能移転、グローバル企業の誘致、本県人材のPRのための経費でございます。新年度からは、教育庁と連携して、高校でのキャリア教育の場を活用した県内誘致企業のPRにも積極的に取り組みます。

(6)国際コンテナ利用拡大助成事業1億2,755万円余でございますが、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

(8)新規事業の市町村施設整備促進事業1,617万円余でございますが、県南地域等へのサテライトオフィス誘致を進めるため、受け皿となる施設整備を行う市町村に対して、整備費の一部を補助する制度を新たに創設します。また、工業団地整備について、これは全地域を対象に、市町村の負担を軽減する補助制度を新たに創設し、団地整備に向けた取り組みを後押ししてまいります。

66ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備基金等特別会計繰出金325万円余は、内陸型工業団地の元利償還へ充当するための特別会計への繰出金でございます。

以上、一般会計では、合計44億6,975万円余を計上いたしております。

引き続き、67ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計でございますが、380万円余を計上しております。

ポートセールス推進事業費は、ポートセールスの活動費及び熊本港、八代港、それぞれの推進協議会運営に要する経費でございます。

68ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計は、合計2,205万円余を計上しております。八代、有明のそれぞれの臨海用地の除草等の管理と分譲のための広報等に要する経費でございます。

八代臨海工業用地については、新規立地を検討している企業から要望があった場合、地質調査を実施いたします。

69ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

このページと次の70ページの1段目は、菊池テクノパーク等の内陸工業団地の分譲促進に要する経費及び管理費でございます。

70ページの3段目からの元金と利子でございますが、臨空テクノパーク及び菊池テクノパーク建設に係る起債償還に要する経費でございます。

71ページをお願いします。

2段目、一般会計繰出金2,413万円余でございますが、これは城南工業団地及び白岩産業団地に係る一般会計からの貸付金の償還のための繰出金でございます。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計は、合計で5億2,180万円余を計上しており

ます。

企業立地課としまして、一般会計、特別会計を合わせまして総額で50億1,741万円余を計上いたしております。

72ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、企業立地促進費補助では、交付額が多額なものについては補助金の分割交付を実施しています。それに係る平成31年度から34年度までの債務負担、26億1,570万円をお願いするものでございます。

企業立地課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の73ページをお願いいたします。主な事業を中心に説明させていただきます。

まず、上段の商業総務費で1億1,739万円余をお願いしております。

右側説明欄1の物産振興費といたしまして3,387万円余を計上させていただいております。

(2)の新規事業、県産品販路拡大による雇用創出事業ですが、県内事業者に対するアドバイザー派遣及び研修会の開催に要する経費でございます。

2の伝統工芸振興費といたしまして8,352万円余を計上させていただいております。

(2)の新規事業、伝統工芸情報発信事業でございますが、県内伝統工芸家のたくみの技の映像化及び国内外への情報発信に要する経費でございます。

下段の工鉸業振興費で174万円余をお願いしております。

右側説明欄、産業展示場施設管理事業ですが、産業展示場グランメッセ熊本の備品購入等に要する経費でございます。

次に、74ページをお願いいたします。

観光費で5億9,962万円余をお願いしてお

ります。

右側説明欄2の観光客誘致対策費といたしまして3億4,911万円余を計上させていただいております。

(3)の新規事業、観光産業復興による雇用創出事業でございますが、観光事業者の経営者向けセミナー及び雇用マッチングの開催に要する経費でございます。

(4)の観光総合サイトデータ整備事業でございますが、県観光サイト「なごみ紀行」の再構築及び現サイトの管理運営に要する経費でございます。

75ページをお願いいたします。

(7)の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業ですが、来年夏の熊本デスティネーションキャンペーンの開催及び観光客の回復ができております阿蘇地域への誘客等に要する経費でございます。

(8)の「がんばろう！熊本」観光復興事業でございますが、県内への誘客を図るため、交通事業者や旅行会社とタイアップしたキャンペーン及び旅行商品の造成に要する経費でございます。

3の観光基本計画促進費といたしまして2,896万円を計上させていただいております。これは、観光統計調査や野外劇場アスペクタの管理委託等に要する経費でございます。

4の観光施設整備事業費といたしまして1,170万円余を計上させていただいております。これは、県内の観光地へ誘導する観光標識や観光案内板等の整備に要する経費でございます。

76ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費といたしまして1億7,490万円余を計上させていただいております。

右側説明欄(1)の伝統工芸館災害復旧等事業でございますが、熊本地震で被災した伝統工芸館の屋根や外壁等の改修工事に要する経

費でございます。

(2)の産業展示場災害復旧等事業でございますが、熊本地震後の平成29年3月に策定しました産業展示場グランメッセ熊本の施設保全計画に基づきまして、平成31年度から34年度にかけて実施する屋根、外壁、電気及び空調設備等の工事の設計に要する経費でございます。

以上、観光物産課の平成30年度当初予算といたしまして、合計8億9,366万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

説明資料の77ページをお願いいたします。

2段目の諸費につきましては、1億3,147万円余の予算を計上しております。

右の説明欄をごらんください。主なものにつきまして御説明させていただきます。

1の海外移住者等交流費は、本県からブラジルに移住された方々により設立された県人会が60周年を迎えるに当たりまして、記念式典への出席等に要する経費です。

2の国際協力推進費は、南米などの海外移住者の子弟等を、留学生や技術研修員として県内の大学や事業所で受け入れるための経費です。

3の国際交流推進費につきまして、(1)の事業は、友好提携先である中国・広西壮族自治区、アメリカ・モンタナ州、韓国・忠清南道、台湾・高雄市との友好交流に要する経費、(2)の事業は、忠清南道との姉妹提携が35周年を迎えるに当たり、記念行事の実施に要する経費、次に、78ページをお願いいたします。(3)の事業は、自治体国際化協会に対する負担金や国際交流団体に対する助成、(4)の事業は、通訳・翻訳業務に要する経費です。

4の(2)旅券発給事務費は、旅券の審査、作成事務の委託や市町村との書類の移送等に

要する経費です。

5の国際化環境整備推進費は、国際相談コーナーの運営に要する経費です。

6のJETプログラム事業費は、国際交流員の配置に要する経費です。

次に、79ページをお願いいたします。

1段目の農業総務費につきましては、ブランド確立・販路対策費として1,660万円余の予算を計上しております。これは、シンガポールに設置しております熊本県アジア事務所の運営に要する経費です。

2段目の商業総務費につきましては、貿易振興費として1億492万円余の予算を計上しております。

主なものといたしまして、(1)の事業は、ジェトロ及び県貿易協会に対する負担金、(2)の事業は、県の海外展開及び県内企業の海外進出支援のため、海外展開推進員やコーディネーター、海外ビジネスアドバイザーなどの貿易実務や語学力などの経験とスキルを有する民間人材の設置に要する経費です。(3)の事業は、中国、台湾、香港、ASEAN諸国との経済交流の促進や企業商品のブラッシュアップなど、県内企業の海外展開の支援に要する経費、(4)の事業は、熊本上海事務所の運営に要する経費です。

80ページをお願いいたします。

(5)の事業は、海外展開を行う県内企業に対し、最初の一步を後押しするための助成、(6)の事業は、厚生労働省の事業を活用し、海外展開により雇用創出が見込まれる取り組みを実施する企業に対する助成となっております。

2段目の観光費につきましては、観光客誘致対策費として1億5,945万円余の予算を計上しております。

主なものといたしまして、(1)の事業は、外国人観光客の誘客対策として、旅行博出展や海外の旅行会社とのタイアップ、個人旅行者、FIT向けの商品造成支援のための経費

となっております。(2)の事業は、国際スポーツ大会を契機に、欧米、豪州からの観光誘客につなげるため、現地スポーツメディア招請や現地博覧会出展等に要する経費、(3)の事業は、ウェブサイトを活用した情報発信に要する経費です。

81ページをお願いします。

(4)の事業は、県内の観光施設や宿泊施設等のスタッフと外国人観光客のコミュニケーションを電話でサポートする多言語コールセンターの運営に要する経費、(5)の事業は、インバウンド対策を行うコーディネーター等の設置に要する経費です。(6)の事業は、クルーズ船観光客の安全かつ円滑な受け入れに要する経費、(7)の事業は、クルーズ船による地元への経済波及効果を高めるため、地元消費型ツアーの販売拡大に要する経費です。

以上、国際課、合計5億4,546万円余をお願いしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料82ページの説明欄をお願いいたします。

2の観光客誘致対策費として9億1,220万円をお願いしております。

このうち、(1)の2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業には、2億7,093万円余を計上しております。これは、大会会場となるパークドーム熊本の整備費、大会に向けた国際ハンドボール連盟との調整のほか、大会の機運醸成のためのプレ大会の開催やプロモーション活動などに要する経費でございます。

(2)のラグビーワールドカップ2019推進事業には、5億9,322万円余を計上しております。会場の熊本県民総合運動公園陸上競技場の座席改修などに引き続き取り組むとともに、来年度は新たに音響設備の改修などを行

うこととしております。また、九州の開催3県合同のプロモーション活動なども行うこととしております。

(3)は、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業で、2,934万円余を計上しております。キャンプ地誘致に向けた活動などに要する経費及び聖火リレーの準備に要する経費でございます。

(4)は、国際スポーツ大会推進事業として1,869万円余を計上しております。これは、国際スポーツ大会に向けた機運醸成や次の世代に残すレガシー創出のための活動などに要する経費でございます。

以上、職員給与費を合わせ、10億6,174万円余を計上させていただいております。

次に、83ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

まず、県立総合体育館整備事業でございます。

女子ハンドボール世界選手権大会は、熊本市のパークドーム熊本、アクアドーム熊本、八代市総合体育館、山鹿市総合体育館の4会場で開催を予定しております。

昨年3月の国際ハンドボール連盟、IHFの視察において、山鹿市総合体育館について、観客席が少なく、また、予定している選手用ホテルまでの移動時間が長いとの指摘を受けたことから、山鹿市総合体育館では、予選リーグではなく、予選下位チームの順位決定戦、プレジデントカップの実施について検討を進めてきました。

その場合、予選リーグの試合会場がもう1つ必要になるため、県立体育館を試合会場とすることで準備を進めてきました。

先月の2回目のIHFの視察においては、改めて山鹿市総合体育館も予選リーグの試合会場になるよう、前回の指摘事項の改善案を提示しましたが、前回同様、観客席数とホテルの立地環境が世界選手権大会の基準を満たしていないとの指摘を受けました。

また、今回は、八代市総合体育館についても、前回の選手用ホテルの広さに加え、観客席数が世界選手権の基準を満たしておらず、さらに、テレビ放映権を取得した国際映像制作会社から、体育館の形状から国際映像を制作できないとの指摘があり、IHFからは、現状では八代市総合体育館を試合会場とすることは困難との考えが示されました。

県としましては、一般質問で部長が答弁しましたとおり、早急に改善策を取りまとめ、熊本市、八代市、山鹿市の4会場で大会が開催できるよう、IHFに強く要請してまいります。

しかし、最悪のことを想定して対応する必要があり、その場合、山鹿会場がプレジデントカップの会場になったときの予選会場として想定し、準備をしていた県立体育館を活用することで対応したいと考えております。

県立体育館を試合会場とする場合、照明の改修と大型映像装置の整備が必要となります。整備に当たっては、スポーツ振興くじ、t o t o助成金の活用も可能なことから、大会後の利便性の向上に向け、仮設ではなく本設工事とし、同じ年の高校総体開催を見据え、工期等の関係から、今回債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、国際交流員宿舍賃借です。

国際スポーツ大会の準備を円滑に進めるために、任用する国際交流員のための宿舍借上げを複数年契約とするため、債務負担行為をお願いするものでございます。

国際スポーツ大会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 ここで、昼食のため、休憩といたします。

午後0時15分休憩

午後1時8分開議

○早田順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局長から総括説明を行い、続いて次長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、原企業局長。

○原企業局長 それでは、企業局の議案の説明に先立ちまして、所管します3事業の最近の経営状況等について御報告いたします。

まず、電気事業ですが、荒瀬ダムにつきましては、今年度でダム本体の撤去工事を完了し、3月27日には、地元や工事関係者等への感謝の意を込めて、ダム撤去完了式典を現地で行います。撤去工事完了後も、2年間は環境モニタリング調査を継続し、撤去後のフォローアップを行ってまいります。

また、市房、緑川の4主力発電所は、現在リニューアル事業に取り組んでおり、このうち市房発電所につきましては、来年度には発電を停止して、発電機の更新工事に入る予定です。

次に、工業用水道事業につきましては、アセットマネジメントを踏まえた施設更新計画に基づき、老朽化した主要設備の更新に取り組むこととしております。引き続き、関係市町や企業立地部門と連携して、未利用水の解消に努め、工業用水の安定供給、経営改善に向け取り組んでまいります。

有料駐車場につきましては、熊本地震による施設災害の復旧工事を行っているところですが、駐車台数は順調に増加しており、引き続き、指定管理者と連携して、安定した経営を行ってまいります。

それでは、今回御提案申し上げております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、平成30年度熊本県電気事業会計予算など、予算関係3議案です。

電気、工業用水道、有料駐車場3事業の当

初予算は、収益的収支と資本的収支を合わせた支出予算総額で、対前年度比10億7,800万円余増の78億5,800万円余でございます。

このほか、電気事業、工業用水道事業におきまして、設備更新等に係る債務負担の設定をそれぞれお願いしております。

また、その他報告事項として、阿蘇車帰風力発電所2号機の廃止につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後次長及び工務課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○早田順一委員長 次に、松岡次長から説明をお願いします。

○松岡企業局次長 それでは、企業局における当初予算案の内容について御説明をいたします。説明資料の88ページをお願いいたします。

まず、電気事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入については、14億2,500万円余ということでございます。電力料金収入12億3,500万円余のほか、受け入れ利息等となっております。

前年度と比較いたしまして減額となっておりますが、これは、現在取り組んでおります市房及び緑川発電所のリニューアル事業のうち、ことし6月から市房第一、第二発電所が発電を停止することによる電力料金収入の減を見込んでいることによるものでございます。

支出につきましては、17億4,300万円余でございます。その内訳といたしまして、維持運営費等のほか、荒瀬ダム本体撤去後のフォローアップ委員会の経費などでございます。

損益につきましては、このページ一番下の欄にございますけれども、3億1,800万円余の損失を見込んでいるところでございます。

なお、リニューアル事業に伴う発電停止につきましては、市房発電所の発電再開後に緑川発電所の現地工事を開始するという予定にしております。発電停止期間が重ならないように配慮をいたしているところでございます。

リニューアル後は、固定価格買い取り制度による売電価格となりますので、収支は今よりも改善すると見込んでおります。

次に、89ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

建設改良費につきましては、債務負担行為の設定によって、既に契約済みの工事25億6,000万円余りでございますけれども、これを含めて31億2,700万円余を計上しております。

主な内容としましては、市房・緑川発電所のリニューアル事業、荒瀬ダム本体撤去後も継続して実施する環境モニタリングなどがございます。

なお、建設改良費に係る財源でございますけれども、水力発電設備等建設改良費につきましては、企業債による借り入れを27億9,000万円、それから、荒瀬ダム撤去関連につきましては、国の交付金9,000万円余を見込んでおり、そのほかは内部留保資金で対応することとしております。

このほか、企業債の元利償還金や他会計への繰出金など、合わせて資本的支出の合計で35億5,200万円余を計上いたしております。

次に、90ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入については、11億700万円余を見込んでおります。

内訳は、3つの各工業用水道事業の給水収益4億8,700万円余のほか、施設を共有している福岡県等から受託管理収益、それから、一般会計からの補助金及び長期前受け金戻入等となっております。

支出でございますけれども、11億5,700万円余でございます。内訳は、維持運営費等でございます。

損益につきましては、一番下の欄でございますけれども、5,000万円余の損失を見込んでいるところでございます。

続きまして、91ページをお願いいたします。

同じく、工業用水道事業会計の資本的支出でございます。

各工業用水道事業の設備は老朽化が進んでいることから、今後の更新に当たって、長期的な視点を踏まえたアセットマネジメントに基づく施設更新計画を策定いたしました。

この施設更新計画に基づいて、建設改良費として、各工業用水道事業の予備発電機、それから受電設備の更新など、合計4億7,400万円余を計上いたしております。

このほか、企業債の元金償還金、長期借入金償還金、予備費等、合わせまして合計で13億4,700万円余を計上いたしております。

次に、92ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございますが、収益的収支をここに記載しております。

収益的収入につきましては1億2,800万円余で、内訳については、指定管理者からの納付金収入1億2,100万円のほか、熊本地震に伴う共済災害見舞金400万円等を見込んでいるところでございます。

支出については5,800万円余で、内訳は、維持運営費や減価償却費等でございます。

昨年と比べ支出のほうが減少しておりますが、これは熊本地震の復旧費用の減によるものでございます。

損益、一番下の欄でございますけれども、損益につきましては7,000万円余の利益を見込んでいるところでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

93ページとそれから94ページに、それぞれ電気事業会計、工業用水道事業会計について

記載をいたしておりますが、それぞれ設備の更新事業等の装置更新等のために機械・機器製作の必要があることから、1年以上の工期を要することなどによって、31年度まで債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

企業局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○早田順一委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

一労働委員会事務局長。

○一労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております平成30年度当初予算について御説明いたします。

説明資料の95ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

まず、委員会費についてですが、15名の委員報酬2,683万5,000円を計上しております。

次に、事務局費についてですが、事務局職員に係る職員給与費6,981万2,000円及び労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための運営費532万8,000円を計上しております。

以上によりまして、当委員会の予算総額は1億197万5,000円となっております。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○早田順一委員長 以上で商工観光労働部、企業局及び労働委員会の説明が終わりましたので、議案について、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 各課ということではないんですが、一番最初に部長がちょっと挨拶された中のところで、ちょっと確認をさせていただきます。

私は、きのう、おとといと、まず運送業の社長と会う機会がありました。また、パチンコの経営者とも会う機会がありました。あとは医療機関の方、それとあとコンビニ、全て経営者というか、中心者ですけれども、ことごとく皆さん、とにかく人がいないと。

パチンコ屋に言わせると、ホールのスタッフがいないから外国人を雇いたいと。ところが、風営法の関係で外国人はなかなかこれは難しいらしいんですよ。これで頭抱えられていた。医療機関は、厨房、特に患者に対する食事賄いをするこのスタッフがいないと。提供するという自体に四苦八苦して大変厳しいと。時給を、最初1,000円、今1,200円出しても人が来ないと。まあ、最低賃金ではるかにバイトでもかなりいい部分なんですけど、これでも来ないと。コンビニは、私の知り合いでオーナーですけれども、1店舗は人材がいなくて店を閉じました。高校生、大学生は、今来ないらしいです、アルバイトにはあんまり。要するに、コンビニも、1,000円以上、もう今は時給を払うというような感じで。

いろいろと労働対策で、人材確保とかいろいろあるんですけども、景気もV字回復で、とにかく震災以降潰れる企業もないと言ってますけれども、実態は本当にもうぎりぎりで、人間もいなくて、もう必死になって、これがずっと続くと、今度は最終的には人材がいなくて会社を回せないというようなことが起こるみたいな話もするんですね。

特にトラック業界なんかは、この5月ぐらいにちょっと法制度がいろいろあって、長時間とか、運送時間が厳しくなって制限されると、かなり厳しいペナルティーも加えられる

ということで、あれがまともに適用されると、それこそもう廃業せんといかぬごてなるだろう、人間も当然おらぬしと。

そういう部分で、全体の県の雇用というか、どこの分野じゃなくて、全部大体そういうふうに分野じゃなくて、この辺の現実、私が聞く部分と県の雇用関係の情報を照らし合わせ、そういうふうなもの一致しているのか、それとも、そんなないとかと、それはどういうふうにとちょっと捉えられているのか。数字としてでも、感覚としてでもいいですけれども、そういう状況をどうやって今把握されているか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○奥菌商工観光労働部長 私も、企業経営者とよく会う機会もございます。その場では、先生おっしゃるように、やはり人が非常に厳しいというお話をどなたもおっしゃるということでございます。ですから、先生が今おっしゃった認識というものが現実であろうというふうには思っております。

ただ、施策的に、申しわけないですけども、その決定打がないといいましょうか、やはり全国的にこの傾向が続いている、それに、本県については、震災というところの要因が加わっているということであろうというふうには思っております。

まあ、決定打はございませんけれども、可能性があるとところを一つ一つ、要するに、外国人もそうでございますし、高齢者、それから女性、それから、まずは出ていく若者をいかに引きとめるか、向こうに行っただけで熊本に来られる可能性のある者をいかに連れてくるかということをや地道にやるしかないというのが、正直言って今の現状でございます。

○城下広作委員 まさに部長も私も同じだと思います。

やっぱり、まず熊本から出ないように、だ

からとどめていくという施策を考えられている。それと、今度はまた逆に言えば、中央にいる人を熊本に来てもらうということも当然考えてやるということで、それと、根本的に仕事をしていない人が、逆に言えば潜在的に多くて、その人たちが就労につくと少しはいんだけど、このついていない人が実際どういう人なのか、いわゆるよくひきこもりとかなんとかという人なのか、そういうのがめっちゃくちゃ多くて、実際には空回りしているというようなこともあるのかと。

それもよく、政策は別の次元の政策として、しっかり人間の、逆に言えば、有効に機能していないということ进行分析しながら、そこにも手を打つようなことも考えていくことが必要なのかなと。

特に、最終的には、企業も、好成績であっても、極端に言えば、人間によってどっと確保できないことにやめざるを得ないということで、どこから右肩下がりでぐっと企業が激減するみたいなこともあるのかなとやっぱり心配しておりますので、ぜひそれは、済みません、各分野というか、まずは総論としてちょっとそのことを——つい最近、極端にそういう情報を聞いて改めてびっくりしたのだから、確認をさせていただきました。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 何問かあるんですが、48ページでまずですね。

信用保証協会が保証した分で、損失補償で1億2,700万円ほど計上されているんですけども、これは銀行に対する裏保証みたいな形になっていると思うんですが、これは、もう払えなくなる、そういう破産したりする人の比率、事業に失敗する比率ってどのくらいなのか。

あと、この1億2,720万円って、これは県

の全額負担なのか、財源はどこなのか、教えてください。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、保証協会の事故率について、単年度で大体1.5から、まあ少ないときは0.5というふうな状況でございます。

それと、2点目ですけれども、この財源につきましても、全て一般財源になります。保証協会と持ち分を負担しておりまして、まずはその保険で補填される。保険で補填される以外の部分を、責任共有割合、銀行との共有割合、8対2とか、たまには県と保証協会が10対0とかというような状況もございます。それに、事故率をおのおの、この場合5から20%、ちょっと大目に組んでおりまして、さらに保証協会と県の負担割合、6対4で計算してこの額になるわけでございます。

○濱田大造委員 了解です。

続いていいですか。

○早田順一委員長 はい。

○濱田大造委員 次のページの49ページなんですけど、2問続けて質問させていただきま

す。くまもと復興人材U I J ターン促進事業、こういう新規の事業も絡めてなんですけど、この何年間か、過去20年間ぐらい、人材派遣の会社が隆盛を極めて、民間で随分できる仕事も県が同じようなことをやっていると思うんですけど、民間のそういう人材派遣会社との兼ね合いですね。どういうふうにリンクアップしてやっているのか、もうちょっと詳しく教えてください。

それと、69ページに飛ぶんですが、工業団地なんですけど、売れ残っている工業団地ってもうほとんどないような認識なんですけど、ど

こに今、問題点があるとしたら、あるのか。そして、今後、県南地域とかでどんどん工業団地をつくっていくべきだと私は思っているんですが、その辺の展望を教えてください。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

熊本県U I J ターンの就職支援センターの民間事業者との関係ですけれども、実は、平成28年の12月までは、県職員が——嘱託職員ですけれども、熊本と東京のほうに、そういった相談窓口という形でこのU I J ターンの窓口を設置しておりました。

しかし、なかなか実績が上がらないということと、外にいろんな情報収集とかそういった活動を活発化するために、実際、人材派遣会社のほうに委託して、平成29年の1月から、今ちょうど1年前に、申しわけございません、先ほどちょっと1年間間違っておりましたけれども、1年前に民間事業者に委託して、そのU I J ターンの窓口を設置することとしました。

それは、組織的に、実際、民間のノウハウとか、登録してある人や開拓のノウハウなんかを活用して、熊本県へ帰ってきていただく人を開拓しようということと取り組んだものでございます。

その結果、これまで、例年、登録した人20名ぐらいのUターン者という形で進めていたものが、今年度に関しては、4月から、大体もう既に60名ぐらいの方が帰っていただいているような状況でございます。よって、民間のノウハウを活用して、最近はそのU I J ターンを進めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○小牧企業立地課長 工業団地についての御質問でございます。

まず、県の工業団地につきましては、先般

も申しあげましたように、企業立地、非常に好調に進んできている状況でございます、物につきましても、かなり工業団地の残がなくなってきたしております。

例えば城南については、先般、スマートインター、城南を通りましたので、城南工業団地も既に完売というような状況も含めて、かなり完売の工業団地が進んでおります。一方で、仮設住宅とかで、今仮設住宅で利用しているところを除くと、大体完売の状況になります。

ただ、今大規模な工業団地、これが菊池の工業団地がございます。これが約15ヘクタールございます。そういった大規模な工業団地というものは、これから大規模な立地に対応するために、やはり県として持つ必要がある、また、逆に、そういった大規模な工業団地が売れば、また次の工業団地というものをやっぱり県として考えていく必要があるだろうと思っております。

ちょっと展望の話がありましたけれども、一方で、1ヘクタールから3ヘクタール規模、どちらかという5ヘクタール未満の工業団地については、これはやはり市町村の役割も非常に大きくなってきているだろうと思っております。

そこで、65ページ、今回出してありますが、65ページの(8)でございます。市町村施設整備促進事業というものを、ここで工業団地の整備に対する助成ということに記載させていただいておりますが、今回、今言いました、大規模と中規模の役割というのを少し明確にする中で、その市町村が工業団地を整備する際、通常起債をします。ただ、起債の対象にならない経費があります。例えば基本設計とか地下水の調査とか、そういったものがございますけれども、そういった起債の対象にならない経費を一部県が負担することによりまして、そういった市町村の工業団地の整備というものを後押ししていきたいと、そう

いった展望を考えているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 最初に城下委員の御質問のところに関連して申し上げればよかったんでしょうけれども、よければ石元課長に。

おっしゃるように、冒頭部長の御挨拶の中に、県内の有効求人倍率が1.65。城下委員おっしゃったように、我々も、例えば募集してもなかなか人が集まらないというのは、全国、多少の違いがあっても、同じような傾向だと思えます。

ただ、アルバイト、パートも含めて、実際募集をすれば、その職を求めて就職しとんなはる人も実際おんなはるはずですよ。ですから、さっきおっしゃった理由が、いわゆる自分がやりたい仕事、あるいはもうちょっと待っとけば給料も上がるかもしれんし、待遇もよくなるかもしれんという、様子見といいますか、あるいはいわゆるミスマッチ、自分が欲しているところはあんまり募集してないけど、ほかのところは多いとかって、いろいろなパターンがあるだろうと思えます。

それで、さっきの話のように、失業率はそれでもゼロじゃないはずでしょうから、要は、募集してある程度確保できる業界なり企業と、幾ら給料上げて来ないというところは、何の違いというか、あと仕事を探すほうも、確かに1.65と言えば、1人に対して1.65の仕事口ということでしょうから、どこかにはちゃんと就職しとつかな、どっかにおるはずでもんね。そういうのを、何か我々にヒントになるような話を、課長なり、もしくは部長かもしれませんが、ちょっと教えていただければ。そのパターンも、城下委員おっ

しゃったように、いわゆる無業者の方とか、数字上はきっちり過不足なく当てはめればもうちょっと数字は下がるんでしょうけれども、どこにどういうふうに着につかない人たちがいて、どこにどういうふうについているのかというのが、ちょっとわかるような話があれば教えていただきたいと思います。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課ですけれども、実際には、統計的に把握できるのは、熊本労働局が毎月発表しております雇用情勢でございます、それが1月末現在が発表されておまして、それが、部長が挨拶で申しましたけれども、1.65という数字がそうでございます。

その中で、大体雇用情勢が厳しいと申しますか、そういう業種と申しますのは、医療関係でありますとか、あとは小売業とか、そこら辺の業種が非常に厳しい状況でございます。

ただ、一般的な事務と申しますのは、そこまでは——また厳しくはあるんですけども、そこまで、医療・福祉関係とかと比べては、有効求人倍率は上がっていない状況でございます。

ただ、どういうものが影響しているかといいますと、やっぱりそこは雇用環境の——就業時間であったり、あとは賃金であったり、やっぱりそこら辺が影響しているのかなというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○松田三郎委員 おっしゃるように、なかなかこのデータ自体、理由までアンケートを細かくとるというのもちょっと難しいんでしょうけれども、今医療、介護とか小売が厳しいと。こういうところは、企業の限界もあるでしょうけど、幾ら給料を高くしても、やっぱりちょっと難しいんですかね。幾らというか、ある程度まで高くしても——さっき職場

環境とおっしゃったのは、待遇が主ですか。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

勤務時間とか勤務体系とか、そういったものも影響してくるかと思えますけれども。

○松田三郎委員 入るまでってなかなか、おっしゃるように、いいことばかり書いてあるとは言いませんけれども、時間とか、入ってみたいとわからないことが多いのに、客観的にわかる情報で多くの方が判断する、それはいつの時代もそうかもしれませんけれども、そうなる、皆さんもそうでしょう、我々も、ある程度原因なり、この要因が絞られたところに政策を打っていくと、ふだんなさっていることだと思いますが。そういう何か調査とか、もともになるデータとかが——ころころ変わるかもしれませんが、あれば、もうちょっと我々もイメージしやすいかなと思います。いいです。

もう1ついいですか。

○早田順一委員長 はい、松田委員。

○松田三郎委員 国際課、資料78ページですけども、さっきの御説明で、3の(4)ですね。これは、通訳、翻訳に要する経費って、簡単に言うと、県がいろいろ事業する中で、必要なときに通訳の方をお願いする経費というふうに理解していいんですか。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

御質問の件でございますが、この通訳にしましては、現在、国際課のほうに常駐的な形でおまして、実は国際協会のほうに県が委託する形で、現在、韓国語とスペイン語の通訳をする2名が非常勤嘱託的な勤務時間で県庁に勤務しております。

通常業務としましては、県内からのさまざま

まなお問い合わせ、それから、特に韓国語につきましましては、今海外からのインバウンド、それから、特に交通政策課が国際振興という観点から路線誘致等を行っております、そういった業務にも従事しております。また、いわゆるトップセールス、そういった形にもあわせて従事させていただいているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 韓国語、スペイン語とおっしゃる——前、中国語もいらっしゃったと思いますけれども、今はあれですか、国際課に。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

昨年度までは渡辺さんという中国語の通訳の方もおられました、現在は、79ページの貿易振興費の(2)の海外展開推進体制整備事業とございますが、こちらのほうの事業を活用しまして、こちら、貿易協会のほうに委託する形で、中国語並びにビジネスに精通した人物を、県の国際課のほうに一応派遣をいただいておりますので、中国語に関しまして、今はそういった職員というか、者が従事しているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

これは、先般、課長も一緒に、国際スポーツ大会推進特別委員会で、ラグビーで熊本県で試合をなさるところの大使館にと、それはほかの国もそうでしょうけど、できるだけインバウンドで来られた方に言葉で対応できる、といっても何十人用意するわけにもいかぬでしょうから、主要な今の4つということでしょうけど、これから特に2019年に向けては、国際スポーツ大会もありますし、さらに、県自体としてもインバウンド、欧米豪も含めてとなると、なかなかいろいろ言葉が通じなかったというケースも多くなるんだろう

と思います。だからといって、県で何か養成していただきたい、この、何ですか、多言語コールセンターとか、いろいろ広がり努力していただいているようでございますが、今——これは最後でございます、例えば、県のほうに、市町村とか企業でも、どこか何々語をしゃべれる人を紹介してもらえませんか、さっきおっしゃったように、協会を通じてかもしれません、どれぐらいの数の言語に関して——というのは難しかですね。できるものでしょうか。

○小金丸国際課長 国際課です。

やはりお問い合わせがある言語としましては、今最も熊本県と交流が深い中国語圏、台湾も含めてですね、そういったところと、アジアを中心にというところになるかと思えます。一方では、英語とかそういった言語についても、契約書を見てほしいとか、そういったお問い合わせも、昨日とかいただいているところでございます。

人材の活用につきましては、ちょっと趣旨は違うのかもしれませんが、78ページの6でございますが、右の欄ですが、JETプログラム事業費、これは、海外からそれぞれ、今県内では100人ほど、熊本市を合わせますと130人ほど、中学校、小学校のほうに外国のいろんな国から来られた先生方が従事しております。

こういった方々も、通常業務の傍ら、さまざまな地域で、国際交流という観点からいろんな触れ合い的な部分もされておられますので、こういったJETプログラムの先生方の活用というのも、一つ今後の方策としてはあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。

○早田順一委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 松田先生と城下先生に関連すると思います。50ページで、労働雇用創生課なんですけど、やはり先ほど松田先生からの質問にありましたように、医療、福祉等、職種等によって非常に厳しいと。そういう中で、労働福祉費で働きやすい職場改善と、これを、どういう部分で、勤務時間帯の問題とか、賃金の問題とか、休みの問題、そういうのを、この職場環境づくりに総合的に支援しますよと。これは、どこがやるのか、そしてどういうふうな支援をされているのか。やはり、小まめに勤務体制の問題とか賃金の問題とか、そういうのがなければ、なかなかこういう職場環境づくりも厳しい部分があるのではないかと思うんですが、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課ですけれども、県内企業の方々に、アドバイザー、社労士さんを派遣して、事業主へのセミナーの開催とか、またワーク・ライフ・バランスの普及啓発なんかに取り組む事業がこの事業でございます。より働きやすい職場環境という形で御提案を差し上げることで、企業内の人材の定着と就職の促進という形で進めているものでございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 そうしますと、労働基準法に違反しない範囲での社労士の説明が主力になるのではないかなと思うんですよね。これで、どのくらいの実績が上がっているのかというのがわかればなと思うんです。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

ちょっと昨年度の、今年度にかけての実績が手元にないので、ちょっと調べて後で御返事、御回答させていただきたいと思います。

○早田順一委員長 今の件は後でということでもいいでしょうか。

○岩本浩治委員 はい。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 44、45ページ、商工振興金融課のほうにお尋ねしますけれども、グループ補助関係の事業が随分進んでおりまして、私、昨年度に、補助をいただきながら自己資金も投資して、その事業所改修されているということで、その後が非常に経営的なことが、短期、中期に向かって大事なことはないかというお話をしたんですが、先ほどの説明の中で、もうちょっと私も詳しく聞けなかったといいますか、今後、経営支援についての新年度に予算がついているということで、もう少し詳しくお伺いできればと思いますが。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、44ページの6番、小規模事業対策費補助、これが商工会、商工会議所、商工会連合会の動ける経費になってくると思います。

これにつきましては、ことし、今回21億192万2,000円をお願いしておりますけれども、昨年予算は20億9,197万5,000円で、ことし990万円ほどふやしております。

このうち、人件費が伸びておりますので、人件費の伸びが大きいんですけども、事務費についても、一昨年は、予算編成方針で事務費関係マイナス20%というシーリングがか

かりましたので、非常に厳しい状況でございましたけれども、29年度は、対前年比でマイナス5.4%に抑えさせていただきました。さらに、ことしは、その予算に加えて200万円ほどやりくりをして増額をしているような状況でございます。

それと、グループ補助金の関係で、経営指導を充実させなければならないということでございますが、そういった事業としまして、45ページの商工施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業の中で、経営支援関係で専門家派遣の経費を充実させております。ことしも、この3億6,100万円のうち3,600万ほど計上させております。

非常にニーズも高うございますので、こういった専門家派遣を通しまして、これも商工会と連動した話でございますけれども、被災された企業者の支援に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 商工会に対する補助のことまで詳しく、御丁寧にありがとうございます。

あとのほうの質問を主にさせてもらったつもりだったんですけれども、実は、今回3,600万円ほどの経営支援のアドバイザーですか、そのことが予算化されていることは非常にありがたいことだと思うんですが、なかなか、通常、商工会のほうに、自分ところの事業所で、それぞれの事業所、職種も違うんですけれども、通常、税理士を置いたりして経営的なことをされているんですけれども、それじゃちょっと経営的なアドバイスがいただけないということで、従来も商工会の中には経営支援のアドバイザーとかいらっしたんですけれども、そういったところを利用したところ、ごく普通の経営分析・戦略まで行かないで、まあまあでしょうというような返事をいただいたところも例にあるんですよ

ね。

今回は、特に投資もされているわけですし、そのアドバイザーの質の問題、内容の問題等については、今後、これは多分、商工会連合会のほうの経由での事業になろうかと思うんですが、どういう方々といいますか、を想定されておるのか、あるいはお考えがあれば聞かせていただければと思います。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今までの支援では、ちょっと専門家の質的にも足りないというような話でございますので、そこについては、また連合会と十分話をさせていただいて、より専門性の高いアドバイスが送れるような方たちを派遣できるように、今後協議してまいりたいと思います。

○西山宗孝委員 もうちょっと平たく言えば、何とか今の投資を踏まえて、今後商売をやっているか、何年後ぐらいにはもっと商売を広くしたいとかあるいは収益を上げたいとかいう切なる思いはほとんど一緒なんです、中小企業はですね。

そういったことに対して、実体の数字でもって判断するというのは非常に難しいところなんですけれども、そこらあたり私も余り専門じゃありませんけれども、経営のコンサルがいろんな職種がおられるので、ぜひとも今お話があったような検討、せっかくやるならば、そういうところまで含めて、御支援、研究していただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 ちょっとあと4つお願いします。

まず、観光物産課にお聞きしたいんです

が、74ページ、75ページで。

代表質問、一般質問でも取り上げられたんですけれども、「いだてん」というのが来年大河ドラマで行われると。そういった「いだてん」、今「西郷どん」が流れているんですが、鹿児島県がPRですごくうまくいっているなというふうな実感をするんですが、熊本県はどのような取り組みで、予算計上とかどういふふうに考えられているのか、教えてください。「いだてん」に関してです。

○早田順一委員長 濱田委員、今のはどこの部分。

○濱田大造委員 いや、この観光物産課にお聞きしたいんです。この予算計上でどういうところに。

○早田順一委員長 関連して74ページですか。（「いだてん」は企画じゃないか」と呼ぶ者あり）

○濱田大造委員 企画なんですかね。その辺ちょっとよくわからないので教えてください。

○永友観光物産課長 お尋ねの件は、「いだてん」の予算を観光物産課で組んでいるかというお尋ねでよろしいでしょうか。

○濱田大造委員 はい。

○永友観光物産課長 資料の75ページの上から3つ目の(8)、「がんばろう！熊本」観光復興事業というのがございますけれども、ここに記載の県内への誘客を図るためのプロモーション及び旅行商品造成に要する経費ということで、ここで「いだてん」、来年1月に始まりますので、当然、その「いだてん」の放映に合わせたプロモーションを打っていく予

算も、ここの中に計上しているところがございます。

○濱田大造委員 ぜひ、がんがんPRをよろしくお願いします。

あと、続けていいですか。

○早田順一委員長 はい、どうぞ。

○濱田大造委員 82ページなんですけど、女子ハンドボール世界選手権に関してちょっとお聞きしたいんですが、山鹿の体育館と八代の体育館でちょっとなかなかうまくいってないということなんですけど、通常、国際大会を誘致する際に、これこれこういう体育館があって、こういうところで開催したいと思うというので選ばれると思うんですが、その辺、今となって、この期に及んで、もう来年という時点で、高さが足りないとかホテルの数が、距離が遠いとか、これはどういう経緯でそういうふうになっているのか、教えてください。

それと、最後、企業局にお尋ねなんですけど、87ページを見ているんですが、損益が3億円ぐらい赤字ということで、ちょっとこの表を見ても、この財務内容がどうなっているのかってさっぱりわからないんですが、あと向こう何年ぐらいでプラスに転換できるのかと、あと資産状況ですね。普通だったらバランスシートとか見ればわかるんですが、今どうなっているのか、もうちょっと詳しく教えてください。

以上です。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課です。

女子ハンドボール世界選手権大会につきましては、平成25年10月に世界ハンドボール連盟の理事会で決定いたしました。

その決定に当たりましては、熊本からは、

招致活動に手を挙げていたんですけれども、幾つか複数の体育館を挙げて誘致活動を行いました。その後、いろいろ決定した後、地元で開催するに当たって、どの試合会場がいいのかということを経元の市町村あたりといろいろ協議しながら、最終的には熊本市内のパークドーム熊本、アクアドーム熊本、八代市総合体育館、山鹿市総合体育館でございます。

大会の開催に当たりましては、地元市町村の負担もありますので、市町村の御意向も聞きながら会場を決めていったという次第でございます。

また、今回の八代、山鹿につきましては、97年の男子世界大会でも会場になっておりました。ですので、今大会につきましても、十分大会が開催できるだろうということで考えておりました。

今回、特に八代会場につきましては、初めて国際映像を取得したテレビクルーも一緒に同行しましたので、その際に、ちょっと天井、カメラを映すところのポイントが、天井がちょっと低いので、カメラポジションがなかなかとれないという御指摘がございました。

ということで、試合会場の経緯につきましては、地元の市町村と相談しながら決定したということと、前回の男子大会の場合もできたということで会場として決めさせていただいて、国際連盟と協議を続けていたという次第でございます。

あとホテルにつきましては、ただいまの97年の大会も、同じ世界24カ国参加してやったんですけれども、その際は、同じ八代、山鹿の会場も使いまして、熊本市内のホテルに宿泊して、そこから会場にそれぞれ輸送するという形でやっておりまして、今回、できるだけ地元で宿泊していただきたいということもありまして、地元のホテル、近いところを検討してきましたけれども、今回、そういった

世界大会の基準にはちょっと厳しいというお話があったというところでございます。

○早田順一委員長 続けて、企業局お願いします。

○松岡企業局次長 企業局でございます。

企業局の経営見通しについての御質問というふうを受けとめておりますけれども、まず、今後の将来的な見通しということでのお話であったかと思っておりますけれども、この87ページの当初予算の状況について、もう一度ごらんいただきますと、電気事業会計とそれから工業用水道事業会計、赤字ということで見込みを立てておりますが、工業用水道事業会計については、ずっと厳しい状況が続いておりますが、電気事業会計については、来年度とそれから再来年度については、特に主要な発電所の運転停止という時期を迎えるということで、収入が大幅に減ずるという状況がございます。

そういった中で、若干この2年間については、厳しい状況が続くという見通しを立てているところがございます。

ただ、収益の状況を見ていきますと、例年、上のほうに電気事業の収益的収支の損益のところ、括弧書きで昨年度の状況が書いてありますけれども、実際にこれを決算をしてみますと、1億5,000万円程度の収益が上がっているという状況でございます。実態としては、かなり例年黒字をずっと計上してきているという状況がございます。

ということで、若干、30年から32年度までは、赤字期間の、電気事業についても、赤字を出していく見通しを立てておりますけれども、何とかこれまでの内部留保等でしのいでいくことはできる。

それから、今後、リニューアル後につきましては、固定価格買い取り制度、いわゆるFITということで、単価等も現在に比べて

——今現在8円50銭ぐらいで電気の売電をしておりますけれども、それが24円ということで、かなり高額になってくるということで、年間10億程度の収益が毎年出てくるという見込みを立てている状況でございます。

それから、資産の状況ということでございますけれども、そういったことで電気事業につきましては、かなりの、これまでも内部留保金等が存在しております、今後、FITに移行していくにしたいが、また留保もふえてくるという状況を今現在見通している、そういう状況でございます。

ただ、工業用水道事業については、今後ともかなり見通しが、厳しい経営状況が続くということで見通しておりますので、できるだけ給水の企業をふやしていくという努力を、引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

駐車場については、今現在、指定管理者制度の導入によりまして、安定的な経営が続いているということで、特段大きな動きはないと、今の状況がしばらく続いていくものということで見通しているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 さっき松田先生のときに、外国人のいろいろ通訳とかサービスというのがあるんですけれども、これは全く私が思いつきで考えたんですけれども、県にはいろいろ外国人の方が労働で来ているじゃないですか。私が知っている会社には、インドネシア人が5～6人来て、一緒に共同生活して、社長に残業させてくれさせてくれと、物すごく仕事意欲があるわけですよ。仕事も早く覚えると。逆に言えば、同じく日本人が入って仕事して、先に1年したら日本人がリタイアす

ると、あんまり力の差が、逆に。言葉はわからなくても、仕事は早く覚えて、日本人が精神的に参ってもうやめると、彼らが生き残るみたいな感じですね。

だから、そうやってレベルの高い人たちが、日曜日なんかは、もう何もしないで家にいるらしいですよ。仕事はさせられぬから。そうすると、そういう方々がたくさん——たまたまその会社はインドネシア人。もう1人知っているところは、ネパール人を雇って、またこれは日本語も堪能なんですよ。

こういうメンバーが、土日なんか、逆に言えば、ワールドカップとかそういうときに、ボランティアもしくは臨時的にそういう言葉といいますか、結構、母国の人が来ると、そういう人たちが、逆に言えば言葉の部分としてお手伝いができるということで、県内には企業で、例えば、平田機工なんかインド人がいっぱいいますよね、あそこに。何人かそういう外国の方が、私たちの県の中で必要なときに——土日ですよ、仕事しているときはできぬから。そういうときに、ボランティアもしくは有償でちょっとお願いをしてやるだけでも大分助かるんじゃないかと思うけど、こういう考えは持ったことがあるのか、それは全く考えられぬのか、ちょっとどうなんですか。こういうアイデアというのはどうなんでしょう。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

今城下委員からお話になった外国人の方というのは、外国人技能実習生の方だと思います。これは、在留資格は技能実習生という形で入ってこられていて、基本的には3年、優良な管理団体、また優良な現場の企業で実習されている方は5年という形で法律改正がなされて、その期間、日本で習得した技術を母国に帰って普及していただくという目的で、その技能実習生という在留資格で入られてこ

られている方です。

基本的に、入られるときに、実習計画等を作成されて、その技術、技能を習得するためにいらっしゃっているということでございますので、そういった別の業務というものはなかなか難しんではないかと考えているところです。

以上です。

○城下広作委員 じゃあ、例えば、せっかく日本に来たから、何か日本でそういう国際大会がある、そして自分の母国の人たちが来る、そういうのに、自分がボランティアとして、自分が言葉で、そういう簡単な通訳みたいな形でお手伝いしてもいいよというようなことはできるのでしょうか。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

ちょっと法律の詳細はわかりかねるところもございますが、一般的に、現在、県内にお住まいの外国人の方は、直近のデータでいくと、大体1万7,000人おられます。ほんの2年ほど前は1万人だったということから比べると、もう2年ほどで1.7倍と。

実際、そういった方々が、どういった、まあ、勤務時間外に交流をされているかといいますと、国際交流団体にいろいろ参加されている方もおられます。例えば、インドネシアの方であれば、そういったインドネシアの協会の方と一緒に交流もされている。

そういった意味で、法律的な制約がない範囲で、私ども、国際協会を事務局としてやっておりますが、さまざまなそういった海外の協会、団体等の交流を活性化する中で、そういった交流の輪を広げ、そういったインバウンド、あるいは、今度、国際スポーツ大会に向けての、ボランティアという範囲で活用いただくというのは、非常に我々としても、きょう、なるほどだなと思ったところでございまして、今後、私ども、協会の交流事業を進

めるに当たりまして、ちょっと留意してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○城下広作委員 1万何千人もいれば、結構協力的に、せっかく日本にいるから、自分が何かの形で熊本の役に立てばいいですよと、土日休みのときはと言う人が、声をかけてみて、別に制約がなければ、大いにやっぱり活用するという工夫はあったほうがいいんじゃないかと、それが結果的にはいい関係につながるというふうに思うわけです。

もう1点いいですかね。

○早田順一委員長 はい、城下委員。

○城下広作委員 今のは助走でございます。これはいっちょ聞きたいのがありまして、ここに、例えば65ページに、八代港とか熊本港のポートセールスがいろいろあるじゃないですか。いわゆる、熊本の物がある程度出す云々という。ちょうどもう10年ぐらい前ですかね、熊本空港の夜間便というのがずっとあって、もともと潜在的にばあっと出すのがあるのはあったんだけど、結果的には騒音の問題でできなくなった。しかし、今でもこの需要というのはまだあると。本当は、夜間便であるとか、例えば昼間の貨物の部分としてばんばんやったら、もっとたくさん需要があるからやれるというようなことがあるのか。

それで、もしあるとすれば、今後、熊本空港がいろいろ民営化の運営になるけど、この貨物便とかなんとか、こういう形の部分、こういうことをちょっと考えるという余地があるのかということ。これは、ちょっと企画も関係するかもしれぬけど、一応販路とか経済という関係の部分で、この部署でもしそういう考えがあるのかを確認したいと思います。

○中川政策審議監 今委員おっしゃいました

ように、海外に向けた物の輸出というのは、私どもも精いっぱい取り組んでおりますので、これからいろんな形で、特に小口も含めて、外に出す機会は逆にふやしていこうと思っております。

じゃあ、どうやって物をリアルに出すかというのは、八代港もございますし、あと熊本空港も考えられると思います。ただ、その中で、夜間便を使うかどうかといいますのは、周辺の住民の方の騒音問題というのも並行して考えなければなりませんので、ニーズとあわせて周辺環境にどういう影響を与えるかと、そういう観点でこの夜間便の問題というのは対応していくことになるかと思えます。

○城下広作委員 いや、私は、夜間便をやれという意味じゃなくて、夜間ではもうできないということになっていけば、昼間の貨物便として、便をふやすとか、量をふやすとか、そういうようなもの自体があるのか、また、そういうことを考えにやいかぬのか、その現状はどうかということですよ。

○中川政策審議監 物はどんどん、繰り返しくなりましてけれども、動かして出しておりますので、今の空港のエリアの中で、航空の貨物便といいますよりも、通常の旅客を乗せる便でございます、そのお腹に乗せるという形で出しております。ですから、これは機材とセットで動いております、大きな機材が入ってくることになれば、そのお腹に乗せてどんどん出せることは可能になります。

ただ、その際、航空便の利用になりますと、物すごくその物が、流通コストをかける価値があるものかということで決まっておりますので、そこは経済の原則の中で結果が出ていくということになります。

ですから、熊本から物すごく付加価値の高いものが出せるようになれば、当然そういうニーズもふえてきて、逆に、荷があるから空

港の機材を大きくしようという動きにもなっていく、それは考えられると思います。

以上でございます。

○城下広作委員 せっかくちょうど空港の形もどんどん変わって、また逆に言えば、荷を運ぶ貨物便があれば、いわゆるそこに待機するなら金も入るとか、いろいろあったりとか、もっと利用価値を高めるという角度もあるからですね。もし考えられるのであれば、積極的に考えながら、できるできないは別として、頭の中には入れておく必要があるのかなというふうに思いました。

○濱田大造委員 あと1点、せっかくですでお尋ねします。81ページの外国クルーズ船に関してなんですが、ちょっと要望も兼ねてなんですけれども、私もいろんな方にお話聞いたり、観光業者の方とか、地元も含めて聞きましたら、どうもこの大型クルーズ船、65隻寄港したということですが、カリビアン社は、どの船もカジノがあるんですね。基本的にカジノがある。そして、旅行客が、上海からの乗船客も4,000人近い方が、1晩かけて、2泊3日、3泊4日、カジノをするために来ているんだと。ですから、熊本で、なかなか観光目的じゃないんじゃないかと、そういう話も結構上がってきていまして、幾ら県が対策しても、なかなかお金を落とすしてくれないのはそのとおりなんです。カジノをしない人は劇場で金を使う、金を使わせようというふうに船会社自体が促しているんですね。

ですから、熊本に上陸した時点でもうすってんになつていっているか、もしくは勝ったお客はまた帰りの、今夜また頑張るぞみたいなね、そういうふうなので、ちょっと視点を変えて、カジノがない旅行客船を呼び込むとか、視点をがらっと変えて、そういうのでぜひやっていただきたいなと思っています。そ

の辺どうなっているのか、ちょっと教えてください。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

先生の御指摘をいただいたカジノの件です。確かに、カジノを楽しまれるお客さんも多いというふうにお伺いしております。ただ、やはり構造的な問題として、カジノも一因かと思いますが、一般的にはやはり所得層が割と中所得層、中国人のですね、高所得層ではない方がメインだということもあり、なかなかツアー自体の料金も安いということもあって、まだ地元への経済効果が落ちてないところでございます。

現在、高野副委員長からも御質問いただきましたが、いわゆる中国の旅行会社のほうにも、営業先を少し変えたところで、これまで船会社だけだったところをエージェントのほうにも働きかけまして、反応も少しずつ変わってきているところでございます。

それから、じゃあ、カジノがない船をということになりますが、実際、八代港に今入港している船は、ほとんどが大型クルーズ船と言われているものでございまして、大体5万トンを超える、15万トン前後ということになりますので、カジノは大体併設されております。

それで、逆に言うと、もう5万トン未満とか2万トンとか、そういった小さい船を狙うという方向もあるかと思いますが、そういった船になりますと、逆に中国から出港するのではなく、ヨーロッパとかアメリカから出る船というふうになりますので、そこは逆に八代港だけではなく熊本港に入港するチャンスもあるということですので、私どもも、そういった小さい船についても、現在誘致を行っているところでございます。

以上です。

○濱田大造委員 ぜひ柔軟な発想で対応をお

願います。

以上です。

○石元労働雇用創生課長 先ほど岩本委員のほうからございました、働きやすい職場改善促進事業で、29年度の実績がどれくらいあったのかというような御質問がございましたけれども、この働きやすい職場改善促進事業で、大きく3つぐらいの観点でやっております。

1つは、労働問題講習会ということで、地域ごとにそういう企業の人事や労務担当者を対象に各種セミナーを開催しております。29年度は、県内の各会場で7回開催しております。受講者は、大体700名程度が参加しております。

また、個別の企業に入り込んだやり方もございまして、出前勤労者セミナーという形で、1つの企業に、労働者、使用者ともに参加するセミナーなんかに講師を派遣して行っております。これは、今年度8回、8社行っております。これは、今年度8回、8社行っております。受講者は282名いらっしゃいました。

また、個別企業の支援では、働き方の見直しや就業規則の改正や雇用管理面も含めた専門的な支援を行うということで、専門的に入り込んだ支援を行うような活動、アドバイザーの派遣も行っております。これが、今年度は5社に行っております。

最後に、働き方改革推進事業として、経営者を対象にセミナーを開催しております。そのセミナーの後、個別相談会なんかも実施しております。今年度は、11月末に開催しております。参加者は約110名の参加がございました。

以上のような活動を行っております。

以上です。

○岩本浩治委員 ありがとうございます。

ぜひこれを生かしていければと、そうしま

すと、ミスマッチが少なくなってくるんじゃないかという感じがします。ありがとうございます。ありがとうございました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、以上で議案についての質疑を終了します。

それでは、付託議案の採決に伴い、環境生活部が入室するため、ここで約10分間の休憩をいたします。

午後2時15分休憩

午後2時24分開議

○早田順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第45号、第46号、第50号、第51号、第58号、第59号、第62号から第64号まで、第89号、第90号及び第107号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第45号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請第18号を議題といたします。

請第18号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

請第18号説明資料をお願いします。

この請願につきましては、エネルギー政策

課と循環社会推進課に関連しておりますが、エネルギー政策課から、11月議会後の動きを中心に状況を説明させていただきます。

まず、1、請願の内容でございますが、①、②、③にありますとおり、3項目ございました。

次に、2の請願への対応状況でございますが、恐れ入ります、裏面をお願いします。

裏面の一番上に、2月まで、まち協、天草市、県との協議状況を記載しております。

2番目のポツにありますとおり、事業者から提出された跡地整備計画などについて、まち協との協議を行っているところでございます。

山口海運につきましては、12月の本委員会では、跡地整備計画が提出される予定と説明しておりました。その後、提出のありました跡地整備計画につきまして、まち協と協議しましたところ、まち協から、掘り下がり採掘後のくぼ地の埋め戻しを最優先に実施すること、跡地整備には、場内の土石等を使用することなどの要望が出されました。

それに対し、山口海運からは、まち協の要望に対して、可能な限り対応する意向であることが示されました。

それを受けまして、1月以降、具体的な施工方法やスケジュール、進捗管理方法等につきまして、合意形成を図るための協議を重ねている状況でございます。

次に、隆勢につきましては、まち協から採石方法等について意見が出されており、現在、事業者において、まち協の意見に対する対応を検討している状況でございます。

県におきましては、跡地整備に向けた現地調査の実施や意見交換を行うなど、事業者がまち協の意見に対する検討を進めるよう取り組んでいるところでございます。

4、今後の対応でございますが、(2)に記載しておりますとおり、県と天草市が、まち協と事業者の間に立ち、防災対策や景観復元

を含めた採石場の跡地整備計画及び環境影響に対するモニタリングなどについて合意形成を図るため、協議を進めることとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○早田順一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りをいたします。

請第18号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順に報告をお願いします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきましては、9月の常任委員会でも報告させていただいておりますが、本日は、それ以降の経緯等につきまして御説明させていただきます。

まず、1の水俣病対策の主な経緯についてですが、そこに5項目ございますうち、最初の2つと最後の2つが認定審査に関する項目でございます。

最初の項目でございますが、昨年10月25日に、公害健康被害認定審査会の答申を受け、54件の棄却を決定しております。その後、11月19日に50件、1月21日に55件、3月11日に50件の審査を行っているところでございます。

次に、裁判関係でございますが、同じく1の水俣病対策の主な経緯についての中段、12月21日のところをごらんください。

国、熊本県及び鹿児島県を被告とします食品衛生法に基づく水俣病の法定調査の義務づけを求める訴訟につきまして、結果、国、県側の勝訴が確定しております。

次に、2の認定業務の状況について御説明申し上げます

(1)にございますとおり、3月7日現在の認定申請件数は889件でございます。

(2)認定検診の状況ですが、水俣市立総合医療センターや東京、大阪、名古屋の旧国立病院等への委託検診のほか、水俣市立総合医療センターや天草保健所等において、県からの派遣医師による検診を実施することにより、検診の促進に努めているところでございます。

(3)認定審査の状況につきましては、今年度は6回の認定審査会を開催し、計320件の審査を行っております。

次に、3の裁判の状況についてでございます。

現在、本県を被告とする国家賠償等請求訴訟が5件、行政訴訟が1件、合計で6件が提訴されている状況でございます。詳細は、次の2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページの左から5つ目までが国家賠償等請求訴訟で、国、県とチッソが被告となっている訴訟でございます。一番右側の訴訟は、本県と鹿児島県が被告となっている行政訴訟でございます。一番左側の国家賠償等請求訴訟だけが現在控訴審の段階でございまして、ほかの5つは地方裁判所で係争中でございます。

以上が裁判の状況でございますが、いずれの訴訟におきましても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

水俣病審査課は以上でございます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

引き続き、資料の3ページをお願いいたします。

復興重点10項目の一つとなっております熊本地震に係る災害廃棄物の処理について、状況を御報告申し上げます。

まず、1、災害廃棄物処理等の進捗状況の中で、(1)公費解体及び災害廃棄物の処理状況ですが、公費解体については、2月末で3万5,000棟余が終了し、残り154棟となっており、進捗率が99.6%、災害廃棄物全体の処理量が、1月末で298万トン、再生利用率が、目標の70%を超える75.7%となっております。

処理量については、昨年6月の実行計画改定時に見直した発生推計量289万トンを既にオーバーしておりますが、熊本市分が若干ふえているためでございます。

中段のグラフでは、これまでの進捗状況として、地震発生後の災害廃棄物処理における

節目となる出来事とあわせて、公費解体及び災害廃棄物処理の歩みを記載しております。

また、③一般廃棄物処理施設の復旧状況については、市町村や一部事務組合の焼却場やし尿処理場など、23施設が被災しましたが、昨年末までに全て復旧しております。

(2)今後の進捗見込みですが、公費解体については、申請数に対して0.1%ですが、繰り越して処理せざるを得ない案件が44棟ほど見込まれております。

表のとおり、熊本市においては、多数の所有者合意に時間を要した分譲マンションや、建物同士が近接しているために、機械による解体が難しく、十分なアスベスト対策も必要な大型ビルなどの案件、ほかの町村では、急傾斜等における宅地や道路の崩壊により現場に近づけず、復旧工事後に解体せざるを得ない案件です。

これらのやむを得ない案件を除けば、処理方針として掲げた、発災後2年以内で処理を終了する見込みでございます。

続けて、4ページをお願いいたします。

2、県設置の二次仮置き場につきましては、一昨年9月末から、受託7市町村で、当時大量に発生していた建物解体による木くずの処理を開始し、順次、コンクリート、瓦、混合廃棄物等受け入れを拡大しまして、昨年1月からフル稼働となりましたが、7市町村での公費解体がほぼ終了してきたため、本年2月9日をもって処理を終了しております。

その間の処理量は約22万トンで、関係市町村の建物解体における廃棄物の受け入れを担うことで、公費解体のスピードアップに貢献できたものと考えております。

今後は、7月までに、建屋や機械設備などの解体、撤去を行い、10月までにアスファルト舗装を撤去し、原状復旧する予定でございます。

次に、3、県全体の事業費でございますが、公費解体を含む災害廃棄物処理について

は、県全体で1,450億円、廃棄物処理施設の復旧については32億円となる見込みでございます。財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4、その他の廃棄物処理では、地震後の大雨により海域に流出した流木に対して、農林水産部や土木部の海岸管理担当課などと連携しまして、国の災害関連補助金により回収及び処理を行っております。平成28年度は、平成24年九州北部豪雨の際の量を超える1万4,000立方メートルを回収しております。

最後に、5、震災で得られた教訓を踏まえた取り組みについてですが、まず①九州各県との広域連携強化には、記載のとおり、環境省が取りまとめた九州ブロックの行動計画へ被災県として提言するとともに、昨年11月には、発災時の職員派遣や平時の情報共有などにつきまして、九州・山口9県の知事会において協定を締結したところでございます。

また、昨年7月の九州北部豪雨に際しましては、流木処理等に関する技術的支援のため、当課職員を福岡県に2週間、延べ4名派遣したところでございます。

また、②民間事業者団体との連携強化につきましては、これまでの熊本県産業資源循環協会及び熊本県環境事業団体連合会との協定に加えまして、一般廃棄物の処理、収集、運搬について、熊本県清掃事業協議会と、倒壊建物の解体、撤去につきまして、熊本県解体工事業協会と新たに支援協定を締結したところでございます。

(2)平成30年度の取り組みにつきましては、当初予算の災害廃棄物処理支援事業で御説明したとおりでございます。被災後2年目まであと1カ月余りで、残りわずかとなりましたが、事故なく無事に完了するように進めてまいりますので、引き続き委員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

循環社会推進課からは以上でございます。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

商工観光労働部の経済環境常任委員会報告資料の1ページ目をお願いいたします。

グループ補助金の執行状況等について御報告いたします。

3段目の帯のところを見ていただきますと、2月末に541件の交付決定を行い、これまで4,649件、約1,311億円の交付決定を行いました。

また、その右のほうに記載しておりますが、先議の委員会でも報告させていただいたとおり、現在、遡及適用廃止に伴う追加措置に係る交付決定手続を進めております。なお、50件ほどの交付決定の追加を予定しているところでございます。

加えて、左の下のほうの囲みですが、2月補正予算で計上させていただきました70.3億円を活用しまして、復興事業計画認定、いわゆるグループ認定に係る第5次交付について、3月19日から5月末日に実施することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○武田工務課長 企業局でございます。

阿蘇車帰風力発電所2号機の廃止について御報告します。

資料は、企業局分の1ページをごらんください。

2号機につきましては、平成28年10月から異常音が発生したため、運転を停止し、原因調査を進めてきました結果、異常音の発生箇所は、タワー上部の機械室内にあります回転軸の主軸受部分と特定できたところでございます。

ただ、四角囲みの下の1、2号機を廃止する理由に記載していますが、復旧するためには、大型クレーンや工場搬送などに多額の費

用約9,000万円を要し、仮に再稼働できたとしても、その後の利益では復旧費用を回収できる見込みがないことなどにより、2号機につきましては、平成30年3月末をもって廃止することといたしました。

廃止の手續や施設撤去の時期等については、経済産業省と協議を行っているところであります。

なお、残りの2基、1号機と3号機ですが、これは現在も順調に稼働しており、再生可能エネルギー推進の観点からも、当面、固定価格買い取り制度の適用期間であります平成37年度を目途として運転を継続してまいります。今後の稼働状況次第では、風力発電事業の存続の可否を改めて判断してまいります。

裏面2ページに、2号機の故障と対応状況、また、参考としまして、阿蘇車帰風力発電所の概要について記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上でございます。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました平成29年度経済環境常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、6項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議

により、取り組みが進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査検討等を続けておられますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

では、この案でホームページへ記載したいと思しますので、よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で委員から何かありませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第7回経済環境常任委員会を閉会します。

午後2時43分閉会

○早田順一委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日、7名出席されております。

7名の方々に、一言ずつ御挨拶をいただければと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、御挨拶をお願いしたいと思います。

最初に、奥菌商工観光労働部長、よろしく申し上げます。

（奥菌商工観光労働部長、一労働委員会事務局長～武田工務課長の順に挨拶）

○早田順一委員長 お疲れでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、高野副委員長を初め、各委員の御努力によりまして、委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

各部局長を初め、執行部の皆さんにおかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきましたが、この3月をもって勇退される方々におかれましては、長い間県政にかかわっていただき、まことにありがとうございます。

御勇退後も、県民の一人として、県政の発展に御尽力をいただきますとともに、今までの経験と知識を生かされて、新たな職場での御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

来月で熊本地震から丸2年がたつわけでございます。これまで皆さん方におかれましては、本当に——まだまだ復旧、復興道半ばでありますけれども、本当に苦労されたというふうに思います。夜見てみると、電気も遅くまでついていたりしましたので、恐らくこの中の皆さん方も、数多くの方々が夜遅くまでお仕事をされていたんじゃないかなというふうに思っております。本当に頭の下がる思いでございます。

ぜひ、これからも県民の皆様の負託に応えていただくようよろしくお願いを申し上げますとともに、ぜひ体だけは留意されて、健康には気をつけていただければというふうに思っております。

最後になりますが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

きます。本当にお世話になりました。（拍手）

次に、高野副委員長からも御挨拶をお願いします。

○高野洋介副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、早田委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたけれども、委員各位の皆様方におかれましては、大変御指導、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございました。

また、執行部の皆様方におかれましても、真摯な対応をしていただきまして、まことにありがとうございました。

先ほど、勇退される職員の皆様方、これからも体に気をつけられて、御活躍をされることを心よりお祈り申し上げます。

また、本県は、まだまだ復旧、復興に向けて厳しい状況にありますけれども、委員の皆様、また執行部の皆様方が一丸となってやっけていけば、私は必ずこの熊本は復活するというふうに信じておりますので、これからはしっかりと、我々も頑張っておりますので、今後とも皆様方におかれましても、我々に対しましての御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

1年間、ありがとうございました。（拍手）

○早田順一委員長 これで終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時52分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長